

# 官報号外

昭和三十三年三月二十四日(月曜日)午

## ○第二十八回 参議院会議録第十六号

## 参議院会議録第十六号

科学技術会議設置法案  
内閣委員会に付託  
商工委員会に付託  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。  
放射線障害防止の技術的基準に関する法律案  
昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案  
漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案  
薦糸価格安定法の一部を改正する法律案  
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律案  
昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案  
漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

昭和三十三年三月二十四日(月曜日)午  
前十時十五分開議

議事日程 第十五号

昭和三十三年三月二十四日

午前十時開議

第一 国民健康保険法案(趣旨説明)

第二 警察法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 企業担保法案(内閣提出)(委員長報告)

第四 国立競技場法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律案

第六 公營住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件(衆議院送付)(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、  
前記を省略いたします。

員の辞任を許可した。	去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同 決算委員 森田 豊壽君	同日議員藤田藤太郎君外六名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。
同 外務委員 大蔵委員 野村吉三郎君	農業改良助長法の一部を改正する法律案
同 文教委員 荒木正三郎君	同日内閣から予備審査のため左の議案を提出した。
同 同 同	同日議長は即日これを委員会に付託した。
同 社会労働委員 片岡 文重君	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。
同 商工委員 予算委員 岡 三郎君	同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
同 運輸委員 竹中 勝男君	刑法の一部を改正する法律案
同 青柳 秀夫君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
同 曽祢 益君	旅館業法の一部を改正する法律案
同 中山 福藏君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
同 下條 康麿君	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
同 外務委員 吉江 勝保君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
同 大蔵委員 片岡 文重君	壳春防止法の一部を改正する法律案
同 社会労働委員 野村吉三郎君	日本國とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件
同 文教委員 荒木正三郎君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
同 商工委員 竹中 勝男君	建設委員会に付託
同 運輸委員 泉山 三六君	公營住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件
同 商工委員 下條 康麿君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同 予算委員 羽生 三七君	壳春防止法の一部を改正する法律案

した。

案

婦人補導院法案



も著しく劣っていたのであります。これを健康保険と同一とし、また、給付割合も、大多数の保険者が五割にすぎなかつたのであります。財政の充実とともに、これについても漸進的に向上を期することができるようとした次第であります。

第三に、国民健康保険における療養担当者の制度につきまして、最近の医療の実情に応じるとともに、この事業に協力を希望しているすべての私的医療機関が参加し得ることとするとともに、各般の規定におきまして、公私医療機関を差別せず、全く同一の法律的取扱いとし、指定の拒否、取り消し等につきましても、地方社会保険医療協議会の議を経ることとし、さらに弁明の機会を与える、診療報酬につきましても、保険者と療養担当者が協議して定められました。割引等が見られたのであります。しかし、割引等が見られたのであります。しかし、割引等が見られたのであります。

第四に、昭和三十五年度まで、及びその後の例外的な経過規定を設けまして、市町村が国民健康保険を実施する建前を明らかにしたことであります。政府は、この法案の成立によりまして、いまだ医療保険の対象となつておらない約二千万人の国民に一日も早く医療保障を及ぼしたいと念願いたしておるものであります。

○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となる『国民健康保険法案』に対し、岸総理初め閣僚大臣に対し、次の諸点につき質疑をいたさんとするものであります。

岸内閣は、社会保障の二つの大きな柱として医療保障、すなわち国民皆保険と国民年金の構想を打ち立てておるのです。しかも、国民皆保険については、昭和三十二年度より三十五年度まで向う四力年計画をもつて、ついては、三十三年度の調査の後、三十四年度より実施の計画を樹立しつつあります。したがって、厚生大臣あるいは府県知事の勧告なども、何らかの措置を講ずべきであると思ひます。しかし、何らかの措置を講ずべきであると思ひます。いかがでありますか。

これからこの数項目は、関係大臣より御答弁を願いたい。

今回の国民健康保険法の改正は、国民皆保険計画実施の裏打ちとして企画せられたものと思ひます。しかし、國民健康保険普及四力年計画は順調にすべり出しておりますのかどうか、もし計画にそこを乗たしておるとすれば、いかなる理由によるのか、今回の法改正は、それらの点を考慮しておるかどうかといふ点であります。

次は、改正法第三条によりますと、市町村は、国民健康保険を行うものと外にはより出されることになつていていたものといたしましては、失望をすることはないかと存じます。

国民皆保険の計画がすでに実施の段階に入つております以上、今日までしばしば論ぜられましたところの各種の社会保険の統合、すなわち健康保険、日雇健保、船員保険、各種の共済組合の保険等、職域を中心とする保険と合併して実施を拒んでいた場合、手をこまねてこれを見ているという問題は、全國の知事会、市長会、町村会並びにそれぞれのその議会議長会、会議室に於けるその議会議長会、議長は、まだ、都道府県内において、すでにほとんどの市町村がこれを実施しておりますのであります。また、国民年金についても、現在の恩給制度、自治体、公企業体の職員を中心とする各種共済組合の制度、一般労働者を対象とする厚生年金保険、それに、最近は各種産業団体職員の共済施設の計画が樹立されつありますが、政府は国民年金制度に対する統一的な構想を持つておるのかどうか、これもこの際承わっておきたい。以上は總理にお尋ねいたしました。

次に、療養の給付の範囲についてついては、三十三年度の調査の後、三十四年度より実施の計画を樹立しつつあります。したがって、厚生大臣あるいは府県知事の勧告なども、何らかの措置を講ずべきであると思ひます。しかし、何らかの措置を講ずべきであると思ひます。いかがでありますか。

近い機会に引き上げる意思はないか、ぜひ引き上げてもらいたいと思うのであります。また、五分の調整交付金は、第六十九条において、療養給付費の見込額の百分の五に相当する額とあります。また、五分の調整交付金は、第五十条によりまして、給付期間は、第五十条によりまして、同一疾病につき、三ヵ年と限定されています。一体五割の給付で完全な保険と言えましょうかどうか。また、皆保険と言ひながら、疾病は厚生・大蔵両大臣より承わっておきました。

次に、従来は市町村の一般会計から国民健康保険特別会計に対し、一割程度の繰り入れを行なうのが大体の慣行であります。しかし、厚生省もそのような指導方針でありました。しかるに、近時自治庁は、一般会計は保健婦等の保健施設及び直営診療所の建設維持、または過去の赤字補てんについては考えてよいが、給付内容の充実向上には繰り入れるべきではないとして、これを抑制し

## 官報(号外)

ているようあります。しかし私は、地域社会を構成する市町村は、その区域内の住民の福祉増進をはかることが、その最たる責務と考えるのであります。健保事業にこそ、最も力を注いでよいのではないかと考へるものであります。国民保険は特別税によつて特別会計でやるのが建前であると言われるのであると思ひます。一般税と国民健康保険税では、課税標準、税率等において若干異なるものがあるのであります。能力のある限り応分の繰り入れを行ふことは、むしろ当然と考えるがいかがであります。さらくに進んで、一定の繰り入れを認め、これを交付税の対象とするぐらいいの積極性があつてしかるべきではないかと思うのであります。すると、自治府長官の御所見を承わりたい。

次は、十月一日より診療報酬の値上げが実施されることになつております

が、厚生省と日本医師会等医療関係団体との話し合いは、その後どうなつておるのか。また、これが実施されまする場合は、総医療費の人・五%の範囲内で行われることになつておりますから、国民健康保険へのね返りは、平年度にいたしまして五十六億円といふことになります。その半分々々、五割五割を保険者と被保険者において負担することになるのであります。保険者負担分については、二割五分の

者は一部負担金において二十八億の負担増と相なるのであります。国民健康保険は、私から今さら申し上げるまでもなく、市町村内の住民のうち、第六号に規定するものを除いた一切の住民を対象とするものであります。年収十万円以下の所得者がその四二%を占めておる現状であります。一例を会社、工場の関係者について見ましても、有力なものはあげて健康保険に、そして五人未満の零細なるものは国民健康保険へ入るということになるのであります。生活保護法による保護を受けた者は除かれておりますが、ボーダー・ライン層は一切国民健康保険に包括されることになるのであります。生業に従事する能力ある者も抜け出でる者もいるのであります。現在すこぶらぬと思ひます。国民皆が、国民健康保険経済が、果してこの負担増にあえて参りました。受診率の向上に伴つて労務の面も強化されておりま

す。そこで、医療担当者の待遇改善によるおそれがあるのであります。現在すでに相当の赤字を持っておりまする国民健康保険は、その負担増にうけ得るやいなや。また、国民健康保険税、あるいは保険料の値上がりをして、国民健康保険経済を維持し得るものと考へておるのであります。現在、支払基金制度を設け、支払いの迅速、的確を期しつつある府県もあるのであります。今回の法第四十三条第五項に、その建前は認められたのであります。政府は、さらにこれらの支

庫補助を大きくいたしまして、給付の率を向上せしめ、一部負担の割合を減ずる以外に方法はないと思うのであります。この点、重ねてお尋ねをしておく次第であります。次に、社会保険の運営に当つて最も重点を置かなければならぬ問題は、医療が円滑、適正に行われておるかどうかということであります。いかに法律が整備されましても、体系が整いましても、それは輸にかいたものにすぎません。医療の円滑をはかるには、医師、歯科医師、薬剤師等医療担当者の待遇についても、十分の留意を払わねばならぬと思ひます。国民皆が、国民健康保険の完成によりまして、医療制度は大きな革命を見るわけであります。医師の不得手な事務的な仕事がどんどん大きくなっています。受診率の向上によつて、医療担当者の待遇改善にあえて参りました。受診率の向上によつて労務の面も強化されておりま

す。そこで、医療担当者の待遇改善について、まず診療報酬一点単価の問題について、まづ診療報酬一点単価の問題についても慎重なる検討を加えなければならぬのであります。しかし、問題は一点単価の問題だけではありません。まず、診療報酬支払いの迅速、的確を期することもその一つであります。診療してから数カ月たたなければ、市町村から支払われないのでは、医者もやりきれないと思ひます。しかかも、かつては不払いになるような事例も多々ありました。これに対処するに

は、健保会等におきまして、支払基金制度を設け、支払いの迅速、的確を期しつつある府県もあるのであります。今回改定の問題について、政府はいかなる構想を持っておるか、この際承わりたい。

次に、保健婦の補助について、現行法では「三分の一」ということになります。そこで、保健婦の補助について、現行法では「三分の一」ということになります。そこで、保健婦の補助について、現行法では「三分の一」ということになります。そこで、保健婦の補助について、現行法では「三分の一」ということになります。これは明らかに後退ではありませんか。しかも、事務費同様、その基準単価も実情に比

て、予防衛生面の活動を期待し、医療費の低減をはからなければならぬと思ふのであります。保健婦の補助を設の向上に考慮を払う意思はないか、大蔵、厚生両大臣の所見を求めるものであります。

次に、生活保護費との関係についてただして見たいと思います。保護費のうち、生活扶助と医療扶助の関係を見まするに、かつては生活扶助費の方が大きかつたのであります。最近は医療扶助費の方が大きくなつております。貧乏の大きな原因が疾病からくるものであることを如実に示しておると思ひます。しこうして、医療扶助と国民保険との関係でありまするが、かつて、国民健康保険団体中央会が、千葉県においてその実態調査を行なつたことがあります。その結果によると、貧乏の原因が疾病からくるものであります。これが裏返して言えば、国民健康保険をやつておる町村と、国民健康保険をやつていない町村では、やつていない町村がはるかに多額の生活保護費を支出しておるといふ結果が出ておるのであります。これを裏返して言えども、國民皆保険の完成によって、医療扶助費は相当減額されるものと考えられますので、三十三年度約百九十五億の医療扶助費が計上されておるのであります。今後思い切つてこれを国民健康保険の補助に回しまして、国民健康保険を充実して、病気から貧乏への転落を防止すべきではないかと考え

るものであります。岸総理の貧乏追放思ひであります。(拍手)私は國保補助財源は、生活保護費の減少に求めるものであります。また、今後は扶助で医療を受けるという観念よりも、相扶共濟の保険の觀念に進行べきものであると思うのであります。また、總理、大蔵両大臣の所見を求めたいと思います。

最後に、結核対策との関係について述べてみたいと思います。結核医療費が今日社会保険財政に非常な重圧を加えておることは、今さら申し上げるまでもないことと思ひます。健康保険に特に顕著に現われておるようには感ぜられますが、今後、皆保険の完成、給付内容の向上によって、国民保険経済への影響もだんだん大きくなるものと思ひます。この際、公費負担の増大や、別個の医療組織を考えなど、抜本的の結核対策を樹立して、結核の追放を期するということが、私どもの第一の目的とすることです。

次に、国民年金の制度につきましては、四百万人を増加するということで、予算上の計上をいたしました。人員三年間平均といたしまして、三千五百万までにはまだ達しなかつた。そういう実績から、三十三年度予算につきましての予定人員が少くなつておることは事実であります。この原因について、さらにお尋ねでございますが、これは前々申し上げましたように、一つは、地方財政上の調整が完全にいつていなかつたということが一つだと思ひます。そこで、その点では、今回法律を改正いたしまして、大体でございますが、國庫の補助金を負担金にいたしまして、最低二割を負担する。そのほかに五分の調整交付金をつけるというふうな状況で、地方財政との調整は、なるほど事務費の点について、実績から見ますと、共同調査の結果から見ますと、百四円が九十円になつておりましたが、この点につきましては、いろいろ問題のあるところでございまして、毎年上げて参りましたことは、石原議員の御承認のところであります。まずま

るものが存しております。それは、やはり特殊の事情と特殊の沿革に基くものであつて、これを実際上一本化する必要があるじやないかという御意見であります。私もこの結核対策につきましても、たゞ單に保険経済だけじゃなくてはならない、かように考えておるものの結核対策は、なお不十分であつて、今後これをさらに根本的に強化しなければならぬ、かように考えておるものです。(拍手)

〔國務大臣堀木錦三君登壇、拍手〕

○國務大臣(堀木錦三君) 私に対する御質疑に対しましてお答えいたします。國民皆保険の四ヵ年計画の進捗状況におきましては、大体三十二年度が四百万人増加いたしまして、従来の実績から見ると割合にいいのであります。三十三年度の予算において約四百五十万人口としての年金制度がございます。今日われわれが國民年金制度を実施するに当りまして、全国民を相手としてこの年金の制度を実施しようとする特殊の事情と特殊の沿革がござります。やはり特殊の事情と特殊の沿革がござります。しかし、これにも思ひます。今日われわれが國民年金制度をはかるといふことが、私は理論的には望ましいと思われます。しかし、これにも思ひません。なぜか、これを總理、大蔵両大臣の所見を求めるものであります。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

〔國務大臣堀木錦三君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君登壇、拍手) お答えをいたしました。

医療保障を完成するために國民皆保険の制度を構立する、この場合において、理論的に言えば、これが一本建と

でないかといふように考えられるのであります。

そのほか、診療報酬につきまして、約六年間でござりますが、長年の間に放棄されておったという点から、この国民健康保険制度が進まなかつた

といふ点も明らかに一つの支障になつておりまするので、今回、診療報酬を八・五%上げますことによりまして、大体現在の診療報酬としては妥当などに行つておるのでないか、また、被保険者の立場から見ますと、この給付内容についていろいろ問題がありますが、これらの点につきましても、今回の法律改正によりまして、御指摘の点等につきまして、相当改善をはかつて、たとえば給付の範囲も、大体被保険者保険並みとしたのも、その趣旨によるのであります。結局、市町村財政、診療担当者の報酬の問題、保険給付の内容、この三点について改正をしましたので、三十二年度に四百万人とすれば、自後、毎年四百五十万人くらいを見込むことは、私は決して無理ではない、当然ではなからく、こういふふうに考えておるような次第でございます。

なお、市町村に実施義務を課したが、これが違反の場合にどうする、実施しない場合にどうするといふうな点であります。それは三十六年度予算においても考へるべきじゃないかといふふうな実態を考えますと、やはりこの

## (外) 報官

えでは、国民の健康を守り、その福祉を増進するのは、自治体として、先ほどお話し申上げましたから、私が一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

## (外) 報官

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

に、本来、自治体の一つの義務であると一般会計からの繰り入れの問題について石原議員が指摘されましたよう

7

ましては、なお考究を要する諸種の問題があると思うであります。  
以上、各点にわたりましてお答えを申し上げます。(拍手)

しては、療養費の見込額5%を交付することを明らかにいたしているのでありますから、この見込額に著しい相違が生じるような場合、必要があればこれを是正する、こういう考え方であります。

それから、御質問の二点の事務費補助の点であります。これを今回五円上げまして九十円にいたしました。これ

○國務大臣（一萬田尚登君）　国民健康保険に対しまず国庫負担を三割にする

ことは常識になつておる、将来引き上げる考え方があるか、それから調整交付金の五%は義務とする考え方があるか、こういう質問が一点であります。今回、国民健康保険の療養給付費の補助金は二割、これに新たに五%相当額の調整交付金を加えまして、国庫負担としては実際は二割五分を負担することと相なつたのであります。さらにこれを引き上げるかどうかということについては

さましては、他の社会保険との均衡及び財政の状況を勘案いたしまして、今後慎重に検討せねばならぬと考えて、いる次第であります。

る対策をとることにむろん異存はありません。しかしながら、今の財政状況からいたしますれば、私は、やはりこの医療保険によるのがいいと思っております。今日の問題は、この医療に

入っていない、この適用を受けない結果を  
患者をどういうふうに扱うかといふと  
ころに問題があるようあります。然  
いまして、私どもいたしましては、  
かるだけ国民皆保険に進みまして、そ  
うしてその結果、保険の会計が苦しく  
なるというような場合におきましては、  
は、政府、保険者並びに被保険者等が  
相協力いたしまして、それぞれこれに  
対する対策を立つていく、さように考  
えておる次第であります。

それからもう一つは、生活保護費、  
ことに医療保護の費用は国保の補助がな  
回して、傷病によつての貧乏への転落  
を防止すべきではないか、こういうう  
質疑であります。国保の普及と生活保  
護の医療扶助との間に密接な関係がな  
りますことは、御指摘の通りであります  
が、しかし、元來、生活困窮して、國  
おる者は、やはり私は國費をもつて、國  
の責任においてこれを救濟すべきでよ  
ると考えておるのであります。が、今  
いすれにいたしましても、今日は何と  
しても国民皆保険を推進しまして、公  
乏への転落を減少するといふことが  
番いと考えておるのであります、  
かような考えをもちまして、三十三年  
度の予算の編成をいたしたわけでござ  
います。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○國務大臣(郡祐一君) 私へのお尋ね  
の第一は、一般会計との関係であります

入っていない、この適用を受けない結果患者をどういうふうに扱うかといふところに問題があるようであります。然いまして、私どもいたしましては、かかるだけ国民皆保険に進みまして、こうしてその結果、保険の会計が苦しくなるというような場合におきましては、政府、保険者並びに被保険者等が相協力いたしまして、それぞこれに対する対策を立つていく。さように考えておる次第であります。

それからもう一つは、生活保護費、ことに医療保護の費用は国保の補助を回して、傷病によっての貧乏への転落を防止すべきではないか、こういう質疑であります。国保の普及と生活保護の医療扶助との間に密接な関係がなりますことは、御指摘の通りであります。然る者は、やはり私は国費をもつて、國の責任においてこれを救濟すべきであると考えておるのであります。が、今いすれにいたしましても、今日は何としましても國民皆保険を推進しまして、今かのような考え方をもちまして、三十三年度の予算の編成をいたしたわけですが、

す。御指摘のように、国保は国庫負担と保険税とをもつてまかなくべき以前でありますから、そのように指導をいたしておりますが、しかしながら、国保会計で見ることが適当でないもの、直営診療所等の経費につきましては、三十三年度の財政計画においては、一般会計から借入金と同様にすでに見込んであります。なお、すでに生じました赤字につきましては、これは一般会計から借り入れをいたす等の措置をとりまして国保の健全化をはかつて参りたいと思つております。

○山下義信君 私は日本社会党を代  
いたしまして、本案に対し質疑をい  
したいと存じます。  
政府は、口を開けば国民皆保険と  
うことを申されます、兩三年この方

さきの国保普及四ヵ年計画もついに失敗に帰しまして、五人未満の吸収もそのままと相なつてゐるのであります。当時は、国民皆保険の地ならしだなどと称しまして、岸幹事長みずから陣頭に立つて、健康保険の改悪を強行したというだけであります。しかも、今回、三十三年度の予算編成に際しましては、被保険者の負担増と一体であるという公約にそむきまして、三十億円の国庫負担をあざやかに抜き取つたのであります。——私は、たつた二十億の金をかれこれ言うのではございません。二十億の金よりも、一国の政府が、かくのごとき不信行為をしたということを遺憾とするものであります。ことに、保険のことき、まじめで、じみな仕事に対しても、その方針を二、三にするということは厳に慎むべきであると信するものでござります。国保が今まで進展を見ないで、なお難航をたどつておりまする真の原因は何であるか。一つには、昭和二十三年、公营に切りかえましたときの跡始末を誤まりまして、国保に対して嫌惡の念を植えつけたということ、いま一つは、政府の施策がしばしば変更し、保険行政に対する信頼を失つたのが原因でございます。現に、実施をおくらせばおくらすほど、補助や恩典が多くなるというのでは、だれも急いでやるものはないでございません。みな、

ひより見主義をとることに相なります。これが皆保険失敗の原因であります。何ぞはからん、ふたをとつて見たう。皆保険を阻害しているものは政府自身であつたのであります。よつて私は、大蔵、厚生大臣に、三十億円の政治責任につきまして、ここで弁明を要求いたしますとともに、特に厚生大臣には、保険行政の信用のため、国庫負担の減額とにらみ合せまして、保険料の料率を引き下げる用意があるかないか、また、国保の育成につきましても確固不動の基本方針があるのかないのか、あるとすれば、具体的にお示し願いたいと思うのであります。

政府がにしきの御旗のようにかつておつた国民皆保険の正体は、今度お出しなりましたこの法案で明らかであります。何といふ粗末なものでありますか、まるでボロボロのにしきの御旗である。こんなものでは、皆保険はおろか、現在の国保を一步前進させることも、とうてい不可能であります。これは私だけが悪く言うのであります。社会保障制度審議会はあります。この法案には、真に国民皆保険の実をあげるため、基礎的条件を整備し、あるいは國の責務を明確にするような配慮がなされていない。給付率の引き上げ、国庫負担の増額、医療機関の整備等、その他何々、ことごとく不十分である。今回の改正では、皆保険完成を打ち出したものとは認めがたい。早急にやり直すがよからう。

（号外）官報（号）

こうなつております。堀木さん、いかがですか、一言なかるべからずでしょ。審議会の再検討要請に対しても、どう対処されますか、御返事を伺いたいと思います。

こまかいことは委員会に譲りますが、あきれてものが言えないのは、設置義務を昭和三十六年までたな上げしたということあります。これは、ざる法案でなくて、だるま法案である。

手も足もこれでは出ません。元来、これからどこへ行くのか見当がつきません。それとも金を出すのがいやであるからです。政府は、国保に金が出したくないのです。舌だけはそつのないように出しますが、金は出しません。金を出さずに皆保険をやるといふ、そんな無駄遊興のよくなことはできません。ですから政府としては、国保の改正案は、実は出さないつもりであります。それをこらいうふうにたな上げして、恥をかきながら出してきた、

われといたしましては、三十一年度の平均におきまして、一人当たり五百六十円、一世帯平均一千八百五十四円、こういふのがすでに限界点に来ておるとお考へであります。そこで、六千八百五十四円、この補正第三号では十六億円が助成費として出されてある。これでは帶に短かくたすきに長いようになりますが、大蔵、厚生、自治関係者から御説明を願いたいと思います。

次に、本案の中で重大な問題があります。これは労働者の家族に不当な損害を与えるものであります。健保賦課につきまして、もつと応能割合を増すべきであるという議論もござりますが、自治大臣の御方針を承わりた

ます。金は惜しみなく出します。国庫負担は初め三割、後に五割、すなわち、都市半額を負担する、全国の市町村民はこそつて社会党案に賛成すると、こういふことになつておられます。（拍手）元來、残つておる市町村は、財政不如意であります。いわんや再建団体においてをやであります。

そこで自治大臣に伺いますが、再建団体に対しまして、一般会計からの繰り入れを昭和三十四年まで打ち切つて、以後は国保の特別会計の独立採算を厳命されておられます。実情はどういうふうに進んでおりましょか、また、今後いかなる措置をおとりになるお考へでありますよろしく、伺いたいと思います。

それから保険税のことですが、われわれといたしましては、三十一年度の平均におきまして、一人当たり五百六十円、一世帯平均一千八百五十四円、この全国保険課長会議におきまして、医師会とのけんかも、まさに年中行事の闘争を年中行事だと言つて、かれこれなつてくる。この点について、自治

会議を阻止するのだといつて盛んに反対しておる。あなた方は、春闘や年末の見解として、その対象、国保に及ぼす影響、减免措置等についての御方針を承わりたいと思うのであります。一方で、日本医師会あたりが医療費を阻止するのだといって盛んに反対しておる。あなたの方こそ、医師会とのけんかも、まさに年中行事の闘争を年中行事だと言つて、かれこれ言われますが、あなたの方こそ、医師会とのけんかも、まさに年中行事の闘争を年中行事だと言つて、かれこれ

被保険者のために、よりよき治療をし、でもらおうという主義であります。従つて僻地にも無医地区にも喜んで開業医は行きます。これらの開業医諸君に診療所長を兼ねていただいて、補助を十分にして、生活も保障して、退職金もちゃんと貯蓄することにいたします。

そりしますと、無医地区はたちまちに解消するのであります。これが社会党の行き方です。政府の方では、三十三

年度予算によりますと、二十六カ所の公営診療所を作る、ただそれだけであ

る。年々二十六カ所を作っていたのは、百六十五カ村、七百二十八の無医地区を解消するのに実に三十四カ年かかるのであります。一方では、皆保

険四ヵ年計画などといふのでは話が合いません。医者のいない所でどうして

国保を開きますか、厚生大臣に教えていただきたいと思ひます。医療費引き上げの問題について、今後どのようにして

解決なさるお考えであるか、医師会とはもう絶対にお話し合いにはなりませんか、医師会がどう出れば団交に応ずるという御意思でありますか、また、医療費の引き上げの八・五%というの

は、場合によつてはそれ以上になる可能性もあるのでございましょうか、その実施の時期はいかん、従つて、告示の

時期はいつごろと予定しておられますか、承わりたいと思います。

堀木さんは、いつも医療保障のレポートが載ったとよく言われます

が、それなら一つ汽笛を鳴らしてもわざわざならぬ。しかし、どうもまだまだ不完全なよろんな気がいたします。それは

医療制度の改革ができていない。医療

制度を改革すべきであると考えるものであります。私はしろうとで、うまく

表現ができませんし、また、時間もあ

りませんが、医療法も医師法等も、と

いわわれは、すみやかに医療の実態を改革すべきであると考えるのであります。

これからは医師の任務を再検討し、環境衛生、予防活動、住民の健康管

理等に活用いたしまして、医療費を激減させ、保険医療の様相を一変すべ

きではないかと考えます。もし政府に

医療制度改革の計画があるならば、将来の青写真といふものを見せていた

だきたいと思います。そうすれば、保険関係者も、医療関係者におきまして

も、今後の方針が立ちますから、無用の混亂が避けられるものと思うのでございまます。

さて、私はここで岸首相に対し御質問申し上げねばなりません。岸首相

は、日本の社会保障制度について、いかなる長期計画をお持ちになつておら

りますか、社会保障政策もまたしかり

かがでしようか。しかして、その政策とはいかなるものを考えておいでにな

りますか、社会保障政策もまたしかり

でございましょう。この機会にあえてお尋ねをする次第でござります。

大蔵大臣には、社会保障国際協力につきまして、財政当局としての御所見が承わりたいのでござります。大蔵省は予

算編成の都度、この社会保障費をおき

まりのようにぱりりと削る。そうして関係者を泣かせる。保母や病人が雨

の中をデモをして歩く、新聞が弱い者

に同情する、そうすると、やつと前年通りにこれを認める。これを毎年繰り返す、これは一体どういうわけなんですか。弱い者には強く、強い者には弱

いといふのは、紳士の恥じるところです。これは何か社会保障費について補助をやめたいとか、補助率を下げたい

か、何か大蔵大臣としての一定の見解が、来たるべき総選挙におきまして、それをお聞かせいただきたい。あわせて大蔵大臣としての今後の御方針もお

示しを願いたいと思います。

思うに、貧困の問題は実に痛切であります。陽の目を見る事のできない

大多数の国民が、中にもエンゲル係数六五%以上と言われる二千万人の貧困階層は、陽の当る場所はどこにあるか

と絶望のうちに彷徨しておるのであります。表れにもこれらの気の毒な人々

を、病気や幸運を好餌として、迷信邪教の輩が、これを鮮食にしておりま

す。また日々の紙上には、ひんびんとして親子心中の記事が掲載され、まことに痛心にたえざるもののがございま

す。岸内閣になつてから一家心中が激増しております。首相はこの世相をいかに考へ、いかに対処されようとなさ

りますか伺います。

また、松永文相は、この迷信邪教の現状等を果して調査しておられましたよ

うか、これを取締るお考えはありますか、道徳の源は宗教で、いかにして

これが是正をはからうとされますか、宗教法人法を改正し、近く国会に提案する御意思はございませんか、同法の

いとなる点を改正するお考えでありますか、これは何か社会保障費について補

助をやめたいとか、補助率を下げたいとか、國と地方の分担を変更したいと

国保、健保等の関係につきましては、

別個の取扱いを要求されておるようであります。が、保険医療にいかにも非協力のように見えます。診療報酬のプラン・アルファーは文部省にて措置され、被保険者のために広く門戸を開放されはいかがございましょうか。大学病院と保険診療についての文相の御方針をお聞かせ願います。なお、この機会に学校給食に栄養士を置く考え方はありませんか。伺います。

石井行政管理長官には、社会保障

関係についての行政機構の改正、行政

運営の方法等につきまして、いかなる

検討を加えておられますか。行政管理

府は昨年の秋、公的扶助、児童福祉等

の監査をいたしました結果、激しい非

難をこれに加えて、その改善を主張さ

れたのでありますから、さだめて御研

究が進められてあろうと思ひます。

従つて御所見を伺いたいのであります。関連して、問題の審議会につきまし

ては、いかにこれを整理し、いかに改めようとしておられますか、長官たる石井副総理の御所見を承わりたいと思ひます。

以上で私の質問を終りますが、願わ

くば誠意ある御答弁を期待してやみません。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 何ですか。

○佐野廣君 ただいま山下議員の質問

中……(「総理答弁」議長は何をしてい

るか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、聽取不能)……要望いたします。

○議長(松野鶴平君) ただいまの山下君の発言中、不適切な個所があります。ならば、議長は、速記録を調査の上、善処いたします。

#### 〔国務大臣岸信介君登壇〕

○國務大臣(岸信介君) 山下議員の御質問に対しまして、特に私に対する御質問の部分に対してお答えをいたしま

す。

第一点は、社会保障制度に対しても政府はどういう長期的な計画を持っておるか、それを明瞭にしろといふお尋ねであります。社会保障制度につきましては、しばしば私が国会に説明をいたしましたように、自由民主党とい

っておりますように、自由民主党とい

たしましては、この社会保障制度完

成しておりますように、自らの全面にわたり

であります。社会保険制度につきまし

ては、しばしば私が国会に説明をいた

しておられますように、自由民主党とい

たしましては、この社会保障制度完

成をしておりますように、自らの全面にわたり

であります。社会保険制度につきまし

ては、しばしば私が国会に説明をいた

しておられますように、自由民主党とい

保険者の負担軽減をはかることは当然であります。二大政党の根本的の考

え方は、それぞの政党の政策、綱領等において明らかにされております。

また、国会を通じて重要法案等におい

て、その立場、主張の違いを国民の前

に明確にいたしております。私はこれ

らのうち、外交、内政の全面にわたり

まして、社会党と根本的に考えを異に

いたしておる問題に対して、国民の正

当なる審判を、この総選挙を通じて仰

(拍手)

#### 〔国務大臣堀木謙三君登壇〕

○國務大臣(堀木謙三君) 私に対する御質問に対して御答弁をいたします。

まず第一点は、政府管掌の健康保険に

ついて三十一年度、三十二年度三十億

の国庫の補助が、十億になった、二十

億減らされたという問題につきまして

は、しばしば山下議員からもお尋ねが

ございまして、しばしば答えたところ

は、私は格段の進歩をいたしたものと

おこなって参りましたように、財政上の問

題を考えますと、やむを得ざる処置で

ございまして、これにつきましては、私は

、私どもとしては遺憾に存するところ

ではございますが、各社会保険を通じ

ては、先ほどもお答えを申し上げま

して、いかにこれに對応するかと考

えますと、すでにいろいろな恩給、

その他の年金制度との関係もあり、これ

の調整を考え、全国民を対象とする

国民年金の制度につきましては、社会

保障制度審議会に、その具体的の案を

提出いたしましたが、近

く出ることになつております。われわ

が実施につきまして、十分な責任ある

検討を加えて参りたいと、かように考

えております。(拍手)

それから第二に、総選挙において社

会との対決すべき具体的の問題は何

では、これは見方によるのであります。一般的会計から繰り入れましたもの

を、すべてを赤字とは考えられないとい

うところで、現在の状況では十四億

料率の引き下げを行いたいと思ってお

ります。ただ、保険財政の性質上、長

期の見通しに立つて、その方向におい

て具体的な取り組みをいたして参りたい、こう考

えておるのであります。

二重加入の問題は、保険の性質上、一部の人だけが特別に恩典に浴すると申つてあります。社会保険制度審議会の御答申についてであります。これは私どもよく了承いたしておりますが、社会

保険制度審議会が、今回の法律について反対などとしても受け取れない

い、方向としては是認をされておりま

す。ただ、從来とも問題になつてお

ります給付率の問題、国庫負担の割合の

問題その他の問題について、これを先

に社会保険制度審議会がお出しになつ

ておられる問題については、給付率

の引き上げと国庫負担の増額でござい

ます。これが、これらについでは石原議員にお

ちでおもなる問題については、給付率

の引き上げと国庫負担の増額でござい

ます。これは見方によるのであります。

す。

お

話

が、私どもはそれらにかかるわらず、今

回各種の国民皆保険を進めます上にお

ける支障を解消いたしたので、今後

進んで参るつもりで、円満に行くこと

を期待いたしております。なお、診療

報酬の値上げとして八分五厘で参るつもりであります。なお、医師会との話し合いの問題は、これは中央社会保険医療協議会にかけました問題で八分五厘は予算上計上いたし、八分五厘で参るつもりであります。なお、医師会との話し合いの問題は、決定については、日本医師会も代表者を送つておる中央社会保険医療協議会の答申を得ておるのであります。具体的に八分五厘に真になるかどうかと

いう事務的な打ち合せは、実施が十月





万人に対して、どういいう措置を政府としてはとのであるか。あるいは均等割、あるいは所得割によって保険料を納めておりましても、いざ病気といふことになりますれば、半額は病人が自分で医療費を払い、半額は国庫がこれ負担するというような場合に、その医療費を払うことのできない場合には、保険給付を受けることができないようになる。その場合には、それらの人々の納めました保険料というものは、金持ちの病人の医療費に回つてくると、こういふ結果に陥るといふ。そこには危険があるのであります。こういふ点を、政府としてはどういふうにお考えになつておるか、この法律でもつて、そういう路路を開くといふことができるといふ確信があるのであるかどうか、これをまず第一に承りておきたいと思うのです。

第二点、健康保険並びにこの国民健康保険が、社会保障の向上に寄与するためには、まず現行の各種健康保険、国民健康保険を、運営上からも経済上からも、制度的に二元化する必要があるのみならず、特に現在の各種保険は、多少の困難が予想されますが、国民健康保険の大目的達成のためには、合理的であると考えるのであります。もちろん、制度の一元化に当りますしては、行べきではないか。しかし制度の一元化は、まずこれら各種保険を統轄する担当省、あるいは担当庁というこの際、万難を排して制度の一元化を強くすべきではあります。これを整理統合するとともに、乱立せる各種医療機関の統合を敢行すべきであります。これこそ、国の施策として感じます。

たとえば厚生省、労働省、文部省、郵政省等、各省の管理下にある各種医療機関の乱立は、はなはだしい事務の煩瑣と、国費の浪費とを招来しておる。たとえば厚生省、労働省、文部省、郵政省等、各省の管理下にある各医疗服务の煩瑣と、国費の浪費とを招來しておる。たとえば厚生省、労働省、文部省、郵政省等、各省の管理下にある各種医療機関の乱立は、はなはだしい事務の煩瑣と、国費の浪費とを招來しておる。たとえば厚生省、労働省、文部省、郵政省等、各省の管理下にある各医疗服务の煩瑣と、国費の浪費とを招來しておる。

第三点、社会保険医療費の適正なる決定は、総理の主張する国民皆保険遂行上の重要な要因であります。これが解決の成否は、保険行政の運営上、特に重大であると考えられます。しかるに、今回問題になつておりまする医療費のワク拡大の決定等に当りますしては、早急に解決すべき問題と考えるのであります。いかがでありますか。

次には、堀木厚生大臣に対する質問。第一点、たゞいま提案された国民健康保険法の運営を円滑ならしめ、ひいては国民皆保険の推進に寄与するためには、その基礎的条件たる医療費の問題であります。これは、当然、医療担当省において解決こそが最も注目に値するべきであるにもかかわらず、厚生大臣は、この問題について医師会幹部と話し合はれないのであります。これでは、円満な解决はとうてい望めない状態であります。しかるに、この問題について、厚生大臣は、医療担当省の代表機関でありまするところの日本医師会の現幹部を相手にせずとの発言が行われておりますが、所管大臣と

て最も合理的、かつ經濟的な方途と考えられるのであります。この点に關する總理の御見解を承わりたい。  
あえてこの質問をいたしまするゆえんのものは、現行の医療保険は、その種類があまりにも多種多様であり、給付内容も区々まちまちであります。国民の権利として、当然平等であるべきものが、かくのとく歪曲せられておるのであります。しかるこの点を是正するためには、まず第一に制度上の第一元化、第二には、医療機関の統合である。たとえば厚生省と日本医師会の意見は一致しない。また、この医療費の方による案を提出して対立していたものであります。しかも、今日に至るも、なお厚生省と日本医師会の意見は一致していない。また、この医療費のワク拡大の予算化に当りますても、政府は誠意を示していないとして、日本医師会側は非常なる不満を示しておる。たゞいまさ、最近に至りまして、厚生大臣は、日本医師会を相手としないと公言しておりますが、その理由としては、市町村長の責任において実施される国民健康保険法の運営であります。しかし、厚生大臣の御見解を承りたい。

第一、医療機関の知事指定は非常に不合理であり、あくまで現行通り、契約によるべきものであると考えるのであります。厚生大臣は、この問題を早急に調整する意思ありやしないや。意思ありとすれば、その方策いかん、具体的にお示しが願いたい。なお、大臣も知られる通り、医療費問題に関する現状から見て、この際、厚生大臣において、何らかの手を打たなければならぬと思いますが、いかがでござります。

質問第二点、いわゆる十五人委員会問題は、常軌に復し得ない状況にあるのであります。厚生大臣は、日本医師会を相手としないと公言しておりますが、その理由としては、市町村長の責任において実施される国民健康保険法の運営であります。しかるに、厚生大臣は、さきにその設置意見一致を調整する目的をもつて、その設置の必要性が重視せられ、自由民主党六役の了承があつたと聞いておりますが、厚生大臣は、さきにその設置の必要を認めながら、最近に至つておられる。まことに私としては、所管大臣としての不見識をなじらざるを得ない立場にあるのであります。もし、これに対し適切なるところの方策がありまするならば、その具体策をお示しを願いたい。申すまでもなく、医療費問題に關して、厚生省と医療担当者が相対立し、まさに膠着状態に陥つておる。これを打開するため、厚生省五人、日本医師会五人、日本醫師会五人の構成に基く懇談会形式によつて、意見の調整及び局面の打開によつて、意見の調整及び局面の打開による最も社会の実情に即した方法であります。従つて国民健康保険法の運営を期するためには、どうしても指定によらず、現行通り契約によらなければならぬと考えるのであります。

第一、保険給付の期間は国民健康保険の特殊性にかんがみ、転帰まで医療の給付を行なうべきであります。なぜなら、医療保障の建前からも当然のことであり、もし法案にあるごとく、三年で給付が打ち切られるならば、国民

皆保険の目的とは反対に、保険から縮め出されることになり、その恩恵に浴し得ない者が生じることとなるのであります。

第三点、この法案においては、療養担当者の権利保護の道が開かれておりません。単に療養担当者の義務のみが強化され、その権利は如何に保護されていないのであります。よって、いま少し療養担当者の権利保護を明確に規定すべきではないでしょうか。言つまでもなくして国民医療の目的は達成せられない。特に、この法案のことく、国民健康保険の実施を強制する建前からは、上記の三者は、同等の比重をもつて考えられなければならない問題であります。従つて、この療養担当者の権利も明確に保護される必要があると考へる。これらの点について、厚生大臣以上をもつて私の質問を終ります。

## 官報(号外)

(拍手)  
○国務大臣岸信介君登壇  
○國務大臣(岸信介君) お答えをいたしました。  
今回のこの国民健康保険法の改正が、同法第一条に言つてある社会保障制度のこの目的を達するといふことであるならば、國の責任を明らかにし、國が一そく責任を負うて行くべきじゃないかといふ御意見でございます。言うまでもなく、この国民健康保険の施行に当りましては、地元の市町村の努力と、國の責任と相待つて、これが完成を期して行かなければならぬ。今回の予算措置におきまして、二

割の國の負担と、さらに五分の調整額をもつて交付するものとを合して二割五分でござります。これについて、なお一そく國の負担が必要であるかどうかといふ問題につきましては、十分、国民健康保険法の運用に従事して、将来考へるべき問題であると思います。言つまでもなく、社会保障制度であります以上、今日、国民健康保険と普通の健康保険という二本建になつておりまして、これら間に給付の内容が必ずしも同一でない。この給付の内容を向上して行くといふことも、これは、ぜひとも今後われわれとしては努力しなければならぬことと言ふを待ちます。さらにこの二つの二本建、あるいは、まあ職域保険たる健康保険、その他多くのたくさんの保険といふよしなものをお一本にまとめて行くべきぢやないかといふ問題につきましては、先ほどもお答えを申し上げました。しかし、実際問題から言えども、やはり国民健康保険と健康保険の二本建にして、そ

うして内容を充実し、負担を公平ならしめるように、この際、政府としては力を用ひべきものである、かように考えております。また、医療機関の乱立に対しても、これが統合等を考えるべきぢやないかといふお話をありました。なるほど医療機関の全国的の状況を見まするといふと、あの地方には非常に乱立しておられます。言つまでもなく、この国民健康保険の施行に当りましては、地元の市町村の努力と、國の責任と相待つて、これが完成を期して行かなければならぬ。今回の予算措置におきまして、二

割の國の負担と、さらに五分の調整額をもつて交付するものとを合して二割五分でござります。これについて、なお一そく國の負担が必要であるかどうかといふ問題につきましては、十分、国民健康保険法の運用に従事して、将来考へるべき問題であると思います。言つまでもなく、社会保障制度であります以上、今日、国民健康保険と普通の健康保険という二本建になつておりまして、これら間に給付の内容が必ずしも同一でない。この給付の内容を向上して行くといふことも、これは、ぜひとも今後われわれとしては努力しなければならぬことと言ふを待ちます。さらにこの二つの二本建、あるいは、まあ職域保険たる健康保険、その他多くのたくさんの保険といふよしなものをお一本にまとめて行くべきぢやないかといふ問題につきましては、先ほどもお答えを申し上げました。しかし、実際問題から言えども、やはり国民健康保険と健康保険の二本建にして、そ

うして内容を充実し、負担を公平ならしめるように、この際、政府としては力を用ひべきものである、かように考えております。また、医療機関の乱立に対しても、これが統合等を考えるべきぢやないかといふお話をありました。なるほど医療機関の全国的の状況を見まするといふと、あの地方には非常に乱立しておられます。言つまでもなく、この国民健康保険の施行に当りましては、地元の市町村の努力と、國の責任と相待つて、これが完成を期して行かなければならぬ。今回の予算措置におきまして、二

割の國の負担と、さらに五分の調整額をもつて交付するものとを合して二割五分でござります。これについ

は契約であります。ただ、最近の医療配備の状況、それから被保険者の希望等を考えますと、小さな地域でもつて医療機関をきめて行くことは、私はかえつて被保険者の幸福をはかるゆえんではない。むしろ最近の状況では、医療機関の体系的整備、おっしゃるように、やはりこれは広域な地域でやりました方が被保険者のためであります。また、療養担当者から見ましても、率直に言えば、先ほど述べましたように、小さな地域でもつて特に起り得るところの診療報酬の問題についての値引き等の問題が、私は起らなくて、かえつて実情に適するのではないかどうかといふうに考えておるような次第であります。

転帰までにしないで、三年で打ち切られましたことは、被用者保険との関係を考えましたことなどでございました。

しかし、過渡的な規定は作りました。

て救済するような考え方であります。

同時に、医療担当者の保護規定が薄いと言われるのであります。地方社会保険医療協議会において、これはお医者さんの方も入りまして、すべてのお医者

に関する事柄がきめられるようになつておりますので、私は何ら不安のないことではなかろうか、こういうふうに考

えておるような次第でございます。

○議長(松野鶴平君) 竹中恒夫君。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君：ただいま議題となつた国民健康保険法は、国民生活に直結したきわめて重大な法案でありますので、基本的な諸問題につきましてお尋ねいたしたいと思うわけでございま

す。

田軍人恩給増額が刺激となって、老令

者対策として、とみにやかましくなつて参りました。しかも不統一の姿で、農協共済組合法が国会に上程され、本

法以外は、将来的国民年金制度移行の

障害となるような年金制度の創設は認めないと、閣議で決定しておられるにも

かかわりませず、中小企業団体、ある

いは生活協同組合、郵政関係の退職年

金、国家公務員の退職年金等、団体的

立場において、年金制度は今のうちに

と、抽出の状態であります。が、これこ

そ当局の意図されておる国民厚生年金

制度への逆行であり、破壊である、さ

くように考える次第でございますが、

特に、軍人恩給に平年度において三百

億円、国民年金において三百五十億

円、皆保険に三百億円と、社会保障制

度のうちの三施策だけを取り上げまし

ても、一千億円からの増支出が必要で

あります。が、行いまする医療は三等国であります。わが国の医学は一等国でござりますが、行いまする医療は三等国であります。あるということさえ言われるわけでございまして、こうした点につきまし

て、総理の御所信を承わりたい。

また、第五点としては、国保未適用者中、すでに千万人程度の者がボーダー・ライン層である。しかも、この

方々が大都市に多く集中しておられる。東京におきましては、これらの半

数の方々が区民税、都民税を納めてお

るが、皆保険になりました場合におきまして、果して医療統制下に、

いかで考えるべきであろうと思ひのであります。世論を無視した強制や、統制

が半数以下である、四百万人前後であ

るということがあります。この事

実に対し、何がかくあらしめたか、

当局は謙虚に、すなおに、かぶとを脱

いて考へるべきであるならば、その原

因が究明されたとするならば、その原

因が何であったか、また対策をいかよ

うに立てられていくかといふ点につき

まして、これは厚相にお伺いしたい、

かようにな存するわけでござります。

第三の質問点は、これはきわめて重

大な問題でござりますので、特に総理

にお尋ねいたしますが、医学の進歩

は実に目ざましく、文字通り、日進月

歩でございます。今日の医学は明日の

医学ではございません。きのうの医学

はきょうの医学ではない場合があるわ

けです。一方、国民の所得はほとんど

頭打ちで、新たに保険料の増徴等は考

えられない。また、増徴にも限度があるわ

けです。この医学の上昇率にはどうど

うい国民の所得は追いつけません。こ

の両者の上昇率のギャップをいかにす

べかか、人命尊重の見地から当然考慮

されねばならない問題でございます。

進歩をはばみ、学徒の研究熱をゆがめ

まして皆保険であり、強制加入である

とするなれば、国の責任でこのギャッ

プは当然埋めるべきであると思うので

ございます。そうした配慮あるいは覚悟はできているのかどうか。当然この

ことは必然であり、予測される事実で

あります。重大事でありますので、總

と醫療の関係はきわめて重大でござい

ます。わが国の医学は一等国でござい

ます。が、行いまする医療は三等国で

あります。あるということさえ言われるわけでございまして、こうした点につきまし

て、総理の御所信を承わりたい。

なお、第六点以下三点は、厚生大臣

にお伺いいたしますが、報酬金の支

払い最終責任者の問題でござります。

報酬金の支払い期日の明示がございま

せんが、あるいは五十日以内とか、六

十日とか、施行規則その他でおきめに

なられるお考えでありますよ。また、一部負担の最終支払い責任者は、当然保険者にあると思われますが、その点をお伺いしたい。

第七点は、報酬金の適正化が皆保険の基礎的条件であると厚相がしばしば言つておられるが、現段階において報酬金の適正化は、各種の事情から停頓しておるような状態でござります。

適正とは何が適正なのか、その程度は一体どの程度をさすのか、なかなか議論が多いことと思いますが、一応、比較的の範囲内で、適正の方向に早急に当局は努力すべきであると思ひます

が、具体的にどんな作業を現在しておられるか、伺いたい。

第八点は、現在、保険医と保険者と個々の連前で、実際には団体双務契約でありますし、しかも八〇%はきわめてうまく行なつておられます。それを今回、知事の指定として、保険医を官僚統

制下に置くということは、全収入が保険一本になる今日において、医師の基本的な人権である生活権にも及ぶ問題でござりますが、憲法の精神から考えて、相当地心からなる協力なくして存するわけでござります。ことに、国民皆保険の最も重大な基礎条件である医療担当者の心からなる協力なくしては、とうてい国民皆保険はできないわけでござりますが、所管大臣として

は、今日、必ずしも医療関係者と厚生当局との間は円滑にいつておらない。これに對して、過去においてはいかなる御努力をなされていたか、同時に、今後これが調整に對して良案をお考へになつておられるか、その点についてお伺いいたしたい。

最後に、一言申し上げておきますが、国民皆保険は、国民皆兵時代の官外号報

僚統制では、決してうまくいかない

いことと、人命の尊重は、人により階層により定めるべきものではないと申します。〔拍手〕

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

含まれての御質問でございました。

私は、政府としてはいたしておらないの

は新しの薬や、あるいは医術といふも

のを治療の上に取り入れるというこ

は、もちろん望ましいことであり、こ

れを心がけて行かなければならぬこと

であると思います。従来も不十分では

ありましたけれども、決してこれを押

さるとよりよろなことではございません。ただ、今問題になつております

新しい点数制度の問題や、あるいは薬価の改訂等の問題などございますが、十

分にこれは取り入れて行くといふ考

えをいたしております。

ただ、この医療、国民健康保険にお

きましては、全国民にこの医術なり、

あるいは新しい治療の方法を施行する

ことになりますから、十分にその安全

性と言いますか、新しい医療の方法や

薬が出来しても、権威ある機関に詰つ

て、その意見に従つてやらなければな

らぬという性質もありますので、從

来、多少の時間的のズレのあつたこと

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

治療機関から除くといふような考え方

から言ふまでもなく、最近における医

術の発達は非常な驚異的なものがござ

いました。この中の治療について、これ

は新しの薬や、あるいは医術といふも

のを治療の上に取り入れるといふこと

は、もちろん望ましいことであり、こ

れを心がけて行かなければならぬこと

であると思います。従来も不十分では

ありましたけれども、決してこれを押

さるとよりよろなことではございません。ただ、今問題になつております

新しい点数制度の問題や、あるいは薬

価の改訂等の問題などございますが、十

分にこれは取り入れて行くといふ考

えをいたしております。

ただ、この医療、国民健康保険にお

きましては、全国民にこの医術なり、

あるいは新しい治療の方法を施行する

ことになりますから、十分にその安全

性と言いますか、新しい医療の方法や

薬が出来しても、権威ある機関に詰つ

て、その意見に従つてやらなければな

らぬという性質もありますので、從

来、多少の時間的のズレのあつたこと

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

を得ないとと思うのです。しかしながら

は、これはこの制度として、私はやむ

また、一部負担金の問題につきまし

ては、先ほどお考えいたしましたが、減免の処置、それから支払猶予の処置

であります。(拍手)

〔國務大臣堀木錦三君登壇〕

警察法等の一部を改正する法律  
案  
警察法等の一部を改正する法律  
律

## (警察法の改正)

第一条 警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）の一部を次のよう  
に改正する。

第五条第二項中第十二号を第十  
三号とし、第五号から第十一号ま  
でを一号ずつ繰り下げる。第四号の  
次に次の一号を加える。

五 全国的な幹線道路における  
交通の規制に関すること。

第五条第二項に次の一号を加え  
る。

十四 前各号に掲げる事務を遂  
行するために必要な監察に關  
すること。

第十九条 警察庁に、長官官房及  
び左の五局を置く。

警務局  
刑事局  
保安局  
警備局  
通信局

第二十条（見出しを含む）中「部  
長」を「局長」に、「各部」を「各  
局」に、「部務」を「局務」に改める。

第二十一条第十号中「部」を「局」  
に改め、同号を同条第十一号とし、  
第十号を削る。

十一 警察装備に関すること。  
同条第九号の次に次の一号を加え  
る。

第二十二条（見出しを含む）中  
「警務部」を「警務局」に改め、同条  
七号を第八号に、「北海道」に、「第  
七号」を「東京都及び北海道」に、「第  
七号」を「東京都警察通信部」に改め、  
同条に次の一項を加え、第四号を削る。

「第二十三条（見出しを含む）。」中 「刑事部」を「刑事局」に改め、第二 号及び第三号を削り、第四号を第二 号とし、第五号を第三号とする。
（保安局の所掌事務）
第二十三條の二 保安局において は、警察庁の所掌事務に関し、 左に掲げる事務をつかさどる。
一 犯罪の予防に關すること。
二 保安警察に關すること。
三 警衛及び警らに關すること。
四 交通警察に關すること。
「警備部」を「警備局」に改め、同条 第一号中「警衛及び」を削り、同条 第二号を削り、同条第三号を同条 第二号とする。
第二十四条（見出しを含む）中 「警備部」を「警備局」に改め、同条 第一号中「警衛及び」を削り、同条 第二号を削り、同条第三号を同条 第二号とする。
第二十五条（見出しを含む）中 「通信部」を「通信局」に改める。
第二十六条第一項中「第六号から 第八号まで、第十一号及び第十二 号」を「第七号から第九号まで及 び第十二号から第十四号まで」に 改め、同条第二項たゞ一書を削 る。
第二十七条第三項に次のただし 書を加える。
但し、関東管区警察局及び近 畿管区警察局には、さらに保安 部を置き、四部とする。
第二十八条の見出しを含む）中「部 長」を「局長」に、「各部」を「各 局」に、「部務」を「局務」に改める。
第二十九条第十号中「部」を「局」 に改め、同号を同条第十一号とし、 第十号を削る。
第三十条の見出しを含む）中「部 長」を「局長」に、「各部」を「各 局」に、「部務」を「局務」に改める。
第三十一条第十号中「部」を「局」 に改め、同号を同条第十一号とし、 第十号を削る。
第三十二条第三項に次のただし 書を加える。
第三十三条の見出しを（東京都 警察通信部及び北海道警察通信 部）に改め、同条第一項中「北海 道」を「東京都及び北海道」に、「第 七号」を「第八号」に、「北海道」に、「第 七号」を「東京都警察通信部」に改め、 同条に次の一項を加え、同条第三項とす る。

第三十四条第三項中「北海道地 方警察通信部」を「東京都警察通信 部及び北海道警察通信部」に改め る。
（局長）に、「通信部長」を「通信局 長」に改める。
第四十六条第一項中「同条に規定 する方面」として「同条の規定 により方面本部を置く方面ごと に」に改める。
第五十一条第一項に次のただし 書を加える。
但し、道警察本部の所在地を 包括する方面には、置かないも のとする。
第五十二条第五項中「方面本部 の数、名称、位置及び管轄区域」 を「方面的の数、名称及び区域並び に方面本部の位置」に改める。
第五十四条第一項中「府県警察 本部」を「道府県警察本部」に、「府県 警察学校」を「道府県警察学校」に 改め、同条第二項を削り、同条第 三項中「府県警察学校及び方面 警察学校」を「及び府県警察学校」 に改め、同項を同条第二項とし、同 条第四項中「警察職員に対し」、「の 下に「新任者に対する教育訓練」、 「を加え、同項を同条第三項とす る。
第六十六条の見出し中「移動警 察」を「移動警察等」に改め、同 条中「協議により定められた」を 「協議して定めたところにより」、 「に改め、同条に次の一項を加え る。

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十三年四月 一日から施行する。ただし、警察 法第四十六条第一項並びに第五十 一条第一項及び第五項の改正規定 (以下「改正規定」という。)は、公
2 警察官は、二以上の都道府県 警察の管轄区域にわたる政令で定める日 に定める道路（道路法（昭和二十七 年法律第百八十号）第三条に規定 する道路をいう。）の政令で定める区域 における交通の円滑化と危険の防止を図るため必要が あると認められる場合において「局長」に改め る。
3 改正規定の施行の際、道路交通 取締法、風俗営業取締法（昭和二十 三年法律第百二十二号）、古物営業 法（昭和二十四年法律第百八号）、 質屋営業法（昭和二十五年法律第 百五十八号）、銃砲刀剣類等所持 取締法（昭和三十三年法律第 百八号）又はこれらに基く政令若しく は總理府令（以下「関係法令」とい う。）の規定により、改正前の警察 法第四十六条の規定により道警察 本部の所在地を管轄する方面本部 を管理する機関として置かれていた 方面公安委員会（以下「旧公安委 員会」という。）の行つた許可その 他の処分で現にその効力を有する ものは、当該方面本部の管轄区域 に属していた地域について権限を 有することとなつた公安委員会 (以下「新公安委員会」という。)の した許可その他の処分とみなす。 この場合において、当該処分に期 間がつけられているときは、当該 処分の期間は、関係法令の規定に より旧公安委員会が当該処分をし た日から起算するものとする。
4 (許可の申請等の経過規定)

3 改正規定の施行の際、関係法令 の規定により、旧公安委員会に対 してされていてる許可その他の処分 の申請、届出その他の手續は、新 公安委員会に対してもいる許 可その他の処分の申請、届出その 他の手續とみなす。
布の日から起算して三月をこえた い範囲内において政令で定める日 から施行する。
2 改正規定の施行の際、道路交通 取締法、風俗営業取締法（昭和二十 三年法律第百二十二号）、古物営業 法（昭和二十四年法律第百八号）、 質屋営業法（昭和二十五年法律第 百五十八号）、銃砲刀剣類等所持 取締法（昭和三十三年法律第 百八号）又はこれらに基く政令若しく は總理府令（以下「関係法令」とい う。）の規定により、改正前の警察 法第四十六条の規定により道警察 本部の所在地を管轄する方面本部 を管理する機関として置かれていた 方面公安委員会（以下「旧公安委 員会」という。）の行つた許可その 他の処分で現にその効力を有する ものは、当該方面本部の管轄区域 に属していた地域について権限を 有することとなつた公安委員会 (以下「新公安委員会」という。)の した許可その他の処分とみなす。 この場合において、当該処分に期 間がつけられているときは、当該 処分の期間は、関係法令の規定に より旧公安委員会が当該処分をし た日から起算するものとする。
4 (許可の申請等の経過規定)

## (聽聞の経過規定)

4 改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会がしている聽聞でまだ完結しない事案に係るものについては、新公安委員会は、旧公安委員会から引継を受けなければならない。

○小林武治君登壇、拍手) ただいま議題となりました警察法等の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、現行警察法施行以来、三年有半の警察運営の実情と、最近における道路交通の状況等にかんがみ、警察法及び道路交通取締法の二法について、おののその一部を改正せんとするものであります。改正の内容は、まず警察法については、一、国家公安委員会の権限に属する事務に、全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を加えるとともに、警察庁がその任務を遂行するため、都道府県警察に対し必要な監察を行なうことを明らかにしたこと。

二、警察庁の内部部局の組織を改編して、防犯、少年、保安、交通及び警らに関する事務を所掌する保安局を新設するとともに、現在の部課制を局課制に改めること。三、東京都の区域における警察通信に関する事務を関東管区警察局からはずして、これを分掌させたために保安部を設けること。五、北海道については、五つの方面、本部のうち、道警察本部の所在地を管轄する札

## 幌方面本部を廃止して、この方面的区域を道警察本部の直轄とするとともに

と。六、方面警察学校を廃止し、道警察学校において新任者に対する教育訓練もを行うこと。七、二以上の都道府県の区域にわたる特定の道路の区域における交通の円滑と危険防止のため、警察官は、関係都道府県警察の協議して定めるところにより、当該道路の区域における事案について、移動警察に關する職権を行使し得ること等を改正並びに結果を御報告いたします。

本法案は、現行警察法施行以来、三年有半の警察運営の実情と、最近における道路交通の状況等にかんがみ、警察法及び道路交通取締法の二法について、おののその一部を改正せんとするものであります。

改正の内容は、まず警察法については、一、国家公安委員会の権限に属する事務に、全国的な幹線道路における交通の規制の統一をはかるため、国家公安委員会は、法令の定めるところにより、諸車の最高速度の制限等について、都道府県公安委員会に対し指示することができます。これが実際に実現するものであります。

二、警察庁の内部部局の組織を改編して、防犯、少年、保安、交通及び警らに関する事務を所掌する保安局を新設するとともに、現在の部課制を局課制に改めること。三、東京都の区域における警察通信に関する事務を管轄する札幌管区警察局からはずして、これを分掌させたために保安部を設けること。五、北海道については、五つの方面、本部のうち、道警察本部の所在地を管轄する札

を代表して、「本法案に反対である。反対の理由は、本法案の底に貫して流れている考え方では、民主警察に逆行するものであり、監察の問題、北海道における方面本部の問題、幹線道路における交通規制の問題等、いずれも警察における中央支配強化の意図がうかがわれるからである」と述べられました。

かくて採決の結果、本法案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決しました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、企業担保法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長青山正一君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

## 第二章 企業担保権の実行

## 第一節 総則(第十一条—第十八条)

## 条)

## 第二節 實行手続の開始(第十一条—第二十九条)

## 条)

## 第三節 会社の総財産の管理(第三十条—第三十六条)

## 条)

## 第四節 換価(第三十七条—第五十条)

## 条)

## 第五節 配当(第五十一条—第五十五条)

## 条)

## 第六節 雜則(第五十六条—第五十九条)

## 条)

## 附則

## 第一章 企業担保権

## (企業担保権)

## 第一条 株式会社(以下「会社」とい

う。)の総財産は、その会社の発行する社債を担保するため、一休として、企業担保権の目的とすることができる。

第二条 企業担保権は、物権とする。

第三条 企業担保権者は、現に会社に属する総財産につき、他の債権者に先づて、債権の弁済を受けることができる。

第四条 企業担保権の得喪及び変更は、会社の本店の所在地において、株式会社登記簿にその登記をおこななければ、効力を生じない。たゞ、一般承認、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。

第五条 数個の企業担保権相互の順位は、その登記の前後にによる。

(他の権利との関係)

第六条 会社の財産の上に存する権利は、企業担保権の登記の後に対抗要件を備えたものでも、企業担保権者に対することができる。

第七条 一般の先取特権は、企業担保権に優先する。

(他の権利との関係)

第八条 合併により消滅する会社の総財産を目的とする企業担保権は、合併後存続する会社又は合併により設立される会社の総財産につき、効力を有する。

(会社の合併)

第九条 企業担保権の設定及び変更の目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

のためには警察官増員を考えすべきである。この際、これらの問題について

努力とともに、治安確保と人心安定

のためには警察官増員を考えすべきである。この際、これらの問題について

努力とともに、治安確保と人心安

定のためには警察官増員を考えべきである。この際、これらの問題について

努力とともに、治安確保と人心安

定のためには警察官増員を考えべきである。この際、これらの問題について

努力とともに、治安確保と人心安

定のためには警察官増員を考えべきである。この際、これらの問題について

## (登記)

は、会社の本店の所在地において、株式会社登記簿にその登記をおこななければ、効力を生じない。たゞ、一般承認、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。

ただし、一般承認、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。

されば、効力を生じない。たゞ、一般承認、混同又は担保する債権の消滅による得喪及び変更については、この限りでない。

## (民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第二百九十六条、第三

百七十四条、第三百七十五条规定

位の譲渡及び放棄に關する部分、第

三百七十六条及び第三百九十六条

の規定は、企業担保権に準用する。

## 第二章 企業担保権の実行

## 第一節 総則

(管轄)

第十一条 企業担保権の実行は、会社

の本店の所在地を管轄する地方裁

判所の管轄に專属する。

(実行の申立)

第十二条 企業担保権の実行は、企

業担保権者の申立によつてする。

(任意的口頭弁論)

第十三条 実行手続に關する裁判

は、口頭弁論を経ないですること

ができる。

(公告)

第十四条 この章の規定によつてす

る公告は、別段の定がない限り、

官報及び裁判所の定める一個又は

數個の新聞紙に掲載してする。

2 前項の規定による公告は、最終

の掲載があつた日の翌日に、その

効力を生ずる。

(利害關係人)

第十五条 実行手続における利害關係

人は、次に掲げる者とする。

一 申立人

二 会社

三 申立人以外の企業担保権者

又は第二十二条第一項の規定によ

る実行手続の開始の登記の日  
のうちいづれか遅い日において

て、会社の財産につき、登記若

しくは登録した権利又は仮登記

若しくは仮登録により保全され

る権利を有する者として、その

権利を證明した者

五 前号に掲げる者を除くほか、

会社の財産につき、実行手続に

おいて主張することができる権

利を有する者として、その権利

を證明した者

(報告の徵取)

第十五条 裁判所は、利害の関係を

有する者の申請により、又は職權

で、管財人に、会社の財産又は

その管理若しくは換価の状況に

関する報告をさせることができ

る。

(書類の閲覧等)

第十六条 利害の関係を有する者

は、裁判所書記官に、実行手続に

関する書類の閲覧又は贈与を請求

することができる。

(民事訴訟法の準用)

第十七条 特別の定がある場合を除

き、実行手続に關しては、その性

質に反しない限り、民事訴訟法

(明治二十三年法律第二十九号)第

一編から第四編までの規定を準用

する。

2 民事訴訟法第五百十三条、第五

百四十四条、第五百四十九条から

第五百五十五条まで、第五百五十

四条、第五百五十五条及び第五百

五十八条の規定は、実行手続に關

し準用する。

(政令等への委任)

第十八条 この法律に定めるもの

は、

かかる実行手続に關する必要な事項

のうちいづれか遅い日において

政令で、その他のものは最高裁判

所が定める。

## 第二節 實行手続の開始

第十九条 實行手続の開始は、決定

でする。

(登記及び登録)

第二十条 實行手続の開始の決定に

は、同時に、企業担保権者のため

に会社の総財産を差し押える旨を

宣言しなければならない。

2 差押は、決定を会社に送達する

ことによつてその効力を生ずる。

第二十一条 裁判所は、実行手続の

開始の決定と同時に、管財人を遠

任しなければならない。

(公告)

第二十二条 裁判所は、実行手続の

開始の決定をしたときは、ただち

に、次に掲げる事項を公告しなけ

ればならない。

一 実行手続の開始の決定の主文

二 管財人の表示

三 会社の債務者及び会社の財産

の所持者は、会社に弁済し、又

はその財産を交付してはならな

い旨及び債務を負担すること又

はその財産を所持することを一

定の期間内に管財人に届け出る

べき旨

四 一般の優先権を有する会社の

債権者(租税その他の公課につ

いては、その賦課徴収の事務を

掌る機関)は、その債権を一定

の期間内に裁判所に届け出るべ

き旨

五 特別担保を有する会社の債権

者は、その担保権を一定の期間

内に裁判所に届け出るべき旨

第三節 会社の総財産の管

く、その旨を公告しなければなら

ない。

3 第一項第三号の届出を怠つた者

は、これによつて会社の総財産に

生じた損害を賠償しなければなら

ない。

(登記及び登録)

第二十三条 管財人は、実行手続の

開始の決定があつたときは、遅滞

なく、実行手続の開始の登記及び

管財人の登記を会社の本店の所在

地を管轄する登記所に申請しなけ

ればならない。

2 前項の規定は、管財人又はその

表示に変更があつた場合における

管財人の更迭又はその表示の変更

の登記に準用する。

第二十四条 管財人は、実行手続の

開始の決定があつたときは、遅滞

なく、会社の財産で登記又は登録

をすることができるものについては

、実行手続の開始の登記又は登

録を申請しなければならない。

2 前項の規定は、会社の財産に対し

があつたときは、会社の財産に対し

すでにされてゐる債権若しくは担

保権に基く強制執行、仮差押、仮

処分若しくは担保権の実行として

の競売手続又は国税徴収法(明治

三十年法律第二十一号)による滞

納処分若しくは国税徴収の例によ

る滞納処分は、実行手續に対する閑

保権においては、その効力を失う。

(他の手続の失效)

第二十五条 第二十二条の規定によ

りて、実行手續の開始の登記又は登

録を申請しなければならない。

(会社の債務者への通知)

第二十六条 管財人は、実行手續の

定による実行手續の開始の登記の規

後でなければ、対抗することがで

きない。その公告及び登記の後で

も、第三者が正当の理由により差

押を知らなかつたときは、同様と

する。

2 前項の公告及び登記の後に、会

社の法律行為によらないで会社の

財産に關して権利を得てしても、

その取得は、実行手續に對する関

係においては、その効力を主張す

ることができない。

(民法の準用)

第二十九条 民事訴訟法第六百四十

五条第一項及び第二項の規定は、

実行手續の開始の決定があつた場

合における他の実行の申立に關し

準用する。

2 前項の規定により準用される民

事訴訟法第六百四十五条规定

により、実行の申立が実行手續に

関し準用する。

2 前項の規定により準用される民

事訴訟法第六百四十五条规定

により、実行手續の開始の決定があ

つたときは、從前の管財人は、引

き統き、その後の手續における管

財人となる。

2 前項の規定により準用される民

事訴訟法第六百四十五条规定

により、実行手續の開始の決定があ

つたときは、從前の管財人は、引

き統き、その後の手續における管

財人となる。

2 前項の規定により準用される民

事訴訟法第六百四十五条规定

により、実行手續の開始の決定があ

## (管財人)

第三十条 管財人は、裁判所が選任する。この場合においては、裁判所は、申立人の意見をきかなければならない。

2、信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができる。

3、管財人は、その職務を行ら場合において必要があるときは、補助者を使用することができる。

第三十一条 裁判所は、利害関係人の申請により、又は職権で、管財人を解任することができる。この場合には、申立人の意見をきき、かつ、その管財人を審尋しなければならない。

第三十二条 実行手続の開始の決定があつたときは、管財人は、会社の総財産を保全するため、これを管理する。

2、管財人は、会社の商品及び有価証券を売却することができる。

3、管財人は、会社の債権を直接に取り立てることができる。

第三十三条 会社の取締役及び監査役は、管財人の請求により、会社の財産に関し、必要な説明をしなければならない。

## (財産明細表)

第三十四条 管財人は、最高裁判所の定めるところにより、会社の総財産につき財産明細表を作成し、その謄本を裁判所に提出しなければならない。

(管理費用及び報酬) 第三十五条 管財人は、会社の金銭を費用及び報酬に充てることができる。

## 2

申立人は、管財人の請求により、費用及び報酬を立て替えなければならない。

## (破産法の準用)

第三十六条 破産法(大正十一年法律第七十一号)第一百五十九条、第一百六十二条、第一百六十二条から第五百六十六条まで及び第六百六十九条の規定は管財人に、同法第一百八十五条规定から第一百八十七条规定までの規定は会社の財産の管理に適用する。

この場合において、同法第一百六十二条中「破産財団」とあるのは「会社ノ財産」と、第一百八十七条中「裁判所書記官ハ管財人ノ請求に因リ」と読み替えるものとする。

## 第四節 換価

(換価の方法) 第三十七条 会社の総財産(金銭を除く)以下この節において同じ)の換価は、一括競売又は任意売却によつてする。

2、一括競売は、会社の総財産を一括し、せり売又は入札の方法によつてする。

3、任意売却は、会社の総財産を一括し、又は個別に、適宜の方法によつてする。

(一括競売の場合の評価) 第三十八条 一括競売によるときは、管財人は、鑑定人に、会社の総財産及び特別担保の目的となつている財産の評価をさせなければならぬ。

2、鑑定人は、会社の総財産の評価をするには、これを一体としてし

## (最低競売価額)

第三十九条 前条の規定による会社の総財産の評価額は、最低競売価額とする。

## (競売期日及び競落期日)

第四十条 競売期日は管財人が、競落期日は裁判所が定める。

第四十一条 管財人は、競売期日、せり売又は入札の別、競落期日及び最高裁判所の定める事項を公告しなければならない。

第四十二条 競落期日は、前条の規定による公告の後十四日を経過した日以後でなければならない。

第四十三条 競落期日は、競売期日から起算して十四日を過ぎることができない。

2、競売期日は、管財人が開く。

3、管財人は、競売期日に、競売につき調書を作らなければならない。

4、競落期日は、裁判所が開く。

## (競落の効果)

第四十四条 会社の総財産は、代金の支払があつた時に、競落人に移転する。

2、前項の場合には、競落人は、会社の営業に関する行政庁の許可、認可、免許その他の処分に基く地位を承継する。ただし、その承継に関し他の法令に禁止又は制限の定があるときは、その定に従う。

## (任意売却)

第四十五条 任意売却は、裁判所の認可を受けて、管財人が実施す

る。ただし、企業担保権者、特別担保を有する債権者又は会社の申出があつた場合において、管財人

が、企業担保権者全員及び、特別

## 担保の目的となつてゐる財産については、その特別担保を有する債権者の同意を得たときに限る。

2、裁判所は、前項の認可の申請があつたときは、鑑定人に、売却価額とあるのは「左ノ諸件」とあるのは「左ノ諸件」及び第六百六十二条第一項第三号中「執行記録」と、「本款」とあるのは「企業担保法」と第六百六十三条及び第六百六十七条第一項第三号中「執行記録」とあるのは「財産明細表及び財産ノ評価三國スル書類」と、同項中

「左ノ諸件」とあるのは「左ノ諸件」及び最高裁判所の定める事項を公告されたときは、他の財産を売却してはならない。

3、会社の総財産の一部の売却代金から実行手続の費用を控除して、企業担保権者及びこれに優先する債権者の債権を弁済することがで

きるときは、他の財産を売却してはならない。

4、競落期日は、各別に売却しない。

5、管財人は、競売期日に、競売に付ける財産は、各別に売却しない。

6、競落期日は、管財人が開く。

## (有価証券の譲渡)

第四十八条 記名の有価証券が売却されたときは、管財人は、名義書換のため必要な行為をすることができる。

## (指名債権の譲渡の通知)

第四十九条 指名債権が売却されたときは、管財人は、その旨を債務者に通知しなければならない。

## (民事訴訟法の準用)

第五十条 民事訴訟法第六百四十九条、第六百五十六条、第六百六十一条から第六百七十四条まで、第

## まで、第六百八十八条及び第七百三条から第七百五条までの規定は、換価に關し準用する。この場合において、同法第六百六十二条及び第六百六十二条第一項中

は、換価に關する報告書を提出しなければならない。

## 第五十二条 裁判所は、一括競売に

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百二条

第一百三条

第一百四条

第一百五条

第一百六条

第一百七条

第一百八条

第一百九条

第一百十条

第一百十一条

第一百十二条

第一百十三条

第一百十四条

第一百十五条

第一百十六条

第一百十七条

第一百十八条

第一百十九条

第一百二十条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十二条

第一百五十三条

第一百五十四条

第一百五十五条

第一百五十六条

第一百五十七条

第一百五十八条

第一百五十九条

第一百六十条

第一百六十二条

第一百六十三条

第一百六十四条

第一百六十五条

第一百六十六条

第一百六十七条

第一百六十八条

第一百六十九条

第一百七十条

第一百七十二条

第一百七十三条

第一百七十四条

第一百七十五条

第一百七十六条

第一百七十七条

第一百七十八条

第一百七十九条

第一百八十条

第一百八十二条

第一百八十三条

第一百八十四条

第一百八十五条

第一百八十六条

第一百八十七条

第一百八十八条

第一百八十九条

第一百九十条

第一百九十二条

第一百九十三条

第一百九十四条

第一百九十五条

第一百九十六条

第一百九十七条

第一百九十八条

第一百九十九条

二二八

引渡を受けた金銭並びに第三十五条第一項の規定により管財人が費用及び報酬に充てた金銭の合計額から実行手続の費用を控除して、ます企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当しなければならない。

**第五十三条 特別担保を有する債権者の受けるべき配当額は、その特別担保の目的となつてゐる財産の価額から、前条の合計額に対するその財産の価額の割合を実行手続の費用に乗じて得た額を控除した額を限度とする。**

特別担保の目的となつてゐる財産の価額は、一括競売により換価したときは、第三十八条第一項の規定による会社の総財産の評価額に対する同項の規定によるその財産の評価額の割合を一括競売により換価したときには、第三十九条第一項の規定による同項の規定によるその財産の評価額の割合を一括競売により換価したときには、その売却額と/orする。

(登記及び登録)

**第五十四条 管財人は、企業担保権者及びこれに優先する債権者の配当表が実施されたときは、滞滯なく、次に掲げる登記及び登録を申請しなければならない。**

一、企業担保権の登記及び第二十一条の規定によつてされた登記のまつ消し登記

二、登記又は登録のされた会社の財産について、消滅した権利の登記又は登録及び第二十四条の規定によつてされた登記又は登録のまつ消し登記は買受人の権利の取得の登記又は登録

2 前項第一号の登記の申請に要する費用は、実行手続の費用として、同項第二号の登記又は登録の申請に要する費用は、競落人又は買受人の負担とする。

(民事訴訟法の準用)

**第五十五条 民事訴訟法第六百四十一条及び第六百九十二条から第六百九十九条までの規定は、配当に関する準用する。この場合において、同法第六百四十六条第二項中の「競落期日ノ終ニ至ルマデ」とあるのは「一括競売ニ依リ換価スル場合合ニ於テハ競落期日マニニ任意売却ニ依リ換価スル場合ニ第一項中「競落期日マニ」とあるのは「一括競売ニ依リ換価スル場合ニマデ任意売却ニ依リ換価スル場合ニ合ニ於テハ競落期日マニニ任意売却ニ依リ換価スル場合ニ第一項中「競落期日マニ」とあるのは「一括競売ニ依リ換価スル場合ニ合ニ於テハ競落期日マニニ任意売却ニ依リ換価スル場合ニ」である。**

(登記)

**第五十九条 管財人は、実行手続が開始の決定の取消により終結したときは、遅滞なく、第二十三条又は二十四条の規定によつてされた登記又は登録のまつ消しを申請しなければならない。第五十七条第二項の規定により差押の消滅した財産についても、同様とする。**

(附則)

**第三章 罰則**

(取締罪)

**第六十条 管財人又はその代理人が又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。**

2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事するその役員又は職員がその職務に従事するその役員又は役員がそれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の罰金に処する。

2 一日から施行する。

(被担保債権の特例)

**二 当分の間、第一条の規定にかかるわらず、会社の総財産は、日本開發銀行の会社に対する貸付金で次に掲げるものを担保するためにも、企業担保権の目的とすることである。**

一 日本開發銀行と国際復興開発銀行との契約に基く貸付金

三 この法律の施行の際に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号以外の貸付金

三 この法律の施行の際に効力を有する他の法律により、日本開發銀行の貸付金のため会社の総財産につき先取特権が生ずることとされている会社に対する

4 受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができぬときは、その価額を追徴する。

(賭博罪)

**第六十一条 前条第一項若しくは第二項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。**

(説明義務違反の罪)

**第六十二条 第三十三条の規定により説明の義務のある者が、正当の理由がないのにその説明をせず、又は虚偽の説明をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。**

(附則)

**第三章 罰則**

(取締罪)

**第六十条 管財人又はその代理人が又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。**

2 一日から施行する。

(被担保債権の特例)

**二 当分の間、第一条の規定にかかるわらず、会社の総財産は、日本開發銀行の会社に対する貸付金で次に掲げるものを担保するためにも、企業担保権の目的とすることである。**

一 日本開發銀行と国際復興開発銀行との契約に基く貸付金

三 この法律の施行の際に前号の貸付金を借り受けている会社に対する同号以外の貸付金

三 この法律の施行の際に効力を有する他の法律により、日本開發銀行の貸付金のため会社の総財産につき先取特権が生ずることとされている会社に対する

4 前項の規定により企業担保権を設定した会社は、企業担保権が消滅した後でなければ、有限公司に組織を変更することができます。

(担保附社債信託法の一部改正)

**四 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。**

4 第八十二条第一項中「社債権者集会ノ決議ニ依リ」を削る。

4 第八十三条第一項中「又は競売ニ依ル競売ノ申立若ハ委任ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立」に改める。

5 (銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

5 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

5 第七条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ社債ヲ担保スル権利ノ順位ヲ譲渡又ハ放棄ニ付之

3 前項の規定により企業担保権を設定した後でなければ、有限公司に組織を変更することができます。

(担保附社債信託法の一部改正)

**四 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。**

5 第八十二条第一項中「社債権者集会ノ決議ニ依リ」を削る。

5 第八十三条第一項中「又は競売ニ依ル競売ノ申立若ハ委任ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立」に改める。

5 (銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

5 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

5 第七条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ社債ヲ担保スル権利ノ順位ヲ譲渡又ハ放棄ニ付之

(商法の一部改正)  
六 商法(明治三十二年法律第四十  
八号)の一部を次のように改訂す  
る。

第三百八十三条第一項中「及和  
議手続<sup>タキ</sup>」、「和議手續及企業担保  
權ノ実行手續」に改め、同条第二  
項中「若ハ仮処分」を「仮処分若  
ハ企業担保權ノ実行」に、「及仮処  
分」を「仮処分及企業担保權ノ實  
行手續」に改める。

(破産法の一項改正)  
七 破産法の一部を次のように改正  
する。

第五十五条に次の二項を加え  
る。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ設  
定、移転又ハ変更ニ關スル登記  
ニ付之ヲ準用ス。

第七十条第一項中「又ハ仮処分」  
を「、仮処分又ハ企業担保權ノ實  
行手續」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第八条 第百七十二条の一部を次のように  
改正する。

第三十七条第一項中「若しくは  
競売法(明治三十一年法律第十五  
号)による競売手續」を「、競売法  
実行手續」に改める。

第三十八条第三号中「破産回避」  
を「破産回避又は企業担保權の実  
行の回避」に改める。

第五十八条に次の二項を加え  
る。

信託契約ニ依ル物上担保附社債  
ニシテ其ノ額<sup>ヲ</sup>數回ニ分<sup>ヲ</sup>發  
行スルモノノ企業担保權ニ關シ  
登記ヲ受クル場合ニ於ケル登記

3 第一項の規定は、企業担保權  
の設定、移転又は変更に関する  
登記に準用する。

第六十七条第一項中「及び競売  
法による競売<sup>ハ</sup>」を「、競賣法によ  
る競賣<sup>ハ</sup>」を、競賣法による  
競賣手續<sup>タキ</sup>」を「、競賣手續」  
に、「及び競賣法による競賣手續」  
を、「競賣法による競賣手續及び  
企業担保權の実行手續」に改め  
る。

第二百四十六条第一項中「及び  
競賣法による競賣手續<sup>タキ</sup>」を「、競賣  
法による競賣手續及び企業担保權  
の実行手續」に改める。

(登記税法の一部改正)  
九 登記税法(明治二十九年法律第  
二十七号)の一部を次のように改  
正する。

第三条ノ七の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第二项ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ八の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ九の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十一の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十二の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十三の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十四の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十五の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十六の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十七の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第三条ノ十八の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權ノ實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

税ニ關シテハ第一項ノ規定ニ準  
ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

10 漁業法(昭和二十四年法律第二  
百六十七号)の一部を次のように  
改正する。

第二十六条第一項中「及び抵當  
權」を「、抵當權及び企業担保權」  
に改める。

第二十七条第一項中「又は抵當  
權」を「、抵當權又は企業担保權」  
に改める。

第二百四十六条第一項中「及び  
競賣法による競賣手續<sup>タキ</sup>」を「、競賣  
法による競賣手續及び企業担保權  
の実行手續」に改める。

(國稅徵收法の一部改正)  
11 國稅徵收法の一部を次のように  
改正する。

第二条第四項及び第六項中「競  
賣」を「競賣若ハ企業担保權ノ實行  
手續」に改め、同条第六項中「又ハ  
競賣費用」を「、競賣費用又は企業  
担保權ノ實行手續ノ費用」に改め  
る。

四号の場合における競賣費用並び  
に第五号の場合における企業担保  
權の実行手續の費用」に改め、同  
項に次の一號を加える。

五 企業担保權の実行手續の開  
始があつたとき。

第六十六条第一項中第四号の次に  
次の一號を加える。

四の二 企業担保權の実行手續  
の開始があつたとき。

第七条ノ七の次に次の二項を加  
える。

第一項ノ規定ハ企業担保權の實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第二項ノ規定ハ企業担保權の實  
行手續<sup>タキ</sup>」に改める。

第六十二条ノ三第一項中第三号  
の次に次の二號を加える。

三ノ二 企業担保權の実行手續  
ノ開始アリタルトキ

15 失業保険法(昭和二十一年法律  
第一百四十六号)の一部を次のように  
改正する。

第二十六条第一項中「及び厚生  
年金保険法(昭和二十九年法律  
第一百四十五号)」の一部を次のよ  
うに改正する。

第三十四条の五中第三号の次に  
次の二號を加える。

三の二 企業担保權の実行手續  
の開始があつたとき。

第三百四十四条、第五百七十五  
条、第六百九十八条、第七百条の  
第二百三十三条、第二百八十八条、第  
三百三十四条、第三百七十六条、第  
四百六十二条、第五百十二条规定  
の開始があつたとき。

1110

〔青山正一君登壇、拍手〕

○青山正一君　ただいま議題となりました企業担保法案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

従来、株式会社が営業資金を調達する場合に、その償還が長期にわたるものに対しては、特に確実な担保を必要とされますので、この担保として、各種の財團抵当制度が多く利用されて来ましたが、この制度は、適用業種及び担保の目的物について制約を受ける上、設定、変更手続等に多大の時間と費用を要し、かなりの不便がありました。そこで、この不便を除くため、株式会社の総財産を常に変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設すること

により、常時変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設すること

の目的物について制約を受ける上、設定、変更手續等に多大の時間と費用を要し、かなりの不便がありました。そこで、この不便を除くため、株式会社

の総財産を常に変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設すること

により、常時変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設すること

により、常時変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設すること

により、常時変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設すること

權が実行されたときは、差し押さえによつて会社の総財産が確定し、この総財産を管財人が一括競売または任意売却できるものとされていることあります。

さて、委員会におきましては、二月二十日、政府当局より提案理由を聴取した後、二月二十八日より質疑に入り、前後七回にわたり慎重に審議を重ねました。質疑中、論議の集中した点は、まず法案の、総財産を一体とする

ことの意義及び範囲が不明確であること、被担保債権を社債に限った理由、企業担保権の効力が弱いものではないかということ、企業担保権設定後の会社の重要な財産の譲渡処分を禁止する規定を設けなかった理由、企業担保権の実行方法として強制管理の方法を特に除外した理由、中小企業に対する融資の減少のおそれ、開銀からの長期貸付金につき、例外として本法の適用を認め、一般市中銀行の長期貸付金には適らに対し、政府当局からそれぞれ適切なる答弁を得ましたが、その詳細につきましては、会議録をごらん願いたいと存じます。

委員会におきましては、本法案の重要性にかんがみ、三月十三日には商工委員会と連合審査会を開き、多數の商工委員からの熱心な質疑があり、さらに先取特権、質権及び抵当権よりも常に他の顧問とされ、第四に、企業担保

有益な意見を聽取いたしました

す。かくして三月二十日、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、大川、橋の両委員から賛成の討論がなされました。

その際、大川委員から政府に対し、「企

業担保権設定、変更の際の公証人の手

料、登録税などを軽減するよう措置されたい」との要望があつて、採決に

入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔審査報告書〕

○議長(松野鶴平君) 日程第四、国立競技場法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長湯山勇君。

〔審査報告書〕

○議長(松野鶴平君) 日程第四、国立競技場法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長湯山勇君。

〔審査報告書〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

第三条 競技場の事務所は、東京都に置く。

昭和三十三年三月十一日  
衆議院議長 監谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

国立競技場法  
目次

第一章 総則(第一条～第七条)  
第二章 役員及び職員(第八条～第十五条)  
第三章 評議員会(第十六条～第十七条)

第四章 業務(第十八条～第十九条)  
第五章 財務及び会計(第二十一条～第二十九条)

第六章 監督(第三十条～第三十三条)  
第七章 罰則(第三十二条～第三十三条)

第八章 罰則(第三十四条～第三十七条)

附則  
第一章 総則

(目的)  
第一章 総則

第一条 国立競技場は、その設置する体育施設を適かつ効率的に運営し、体育の普及振興を図り、もつて国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)  
第二条 国立競技場(以下「競技場」という)は、法人とする。

(事務所)  
第三条 競技場の事務所は、東京都に置く。

第四条 競技場の資本金は、競技場の設立の際現に國の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、競技場に追加して出資することができる。この場合において、競技場は、その出資額により財産を出資の目的とすることができる。  
3 政府は、前項の規定により競技場に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。  
4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5 評議員その他前項に規定する評議に關し必要な事項は、政令で定める。  
二、名称  
二、名称  
三、事務所の所在地  
四、資本金及び資産に関する事項  
五、役員に関する事項  
六、評議員会及び評議員に関する事項

八 会計に関する事項	2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 （登記）
競技場は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。	第六条 競技場は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。	2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
（民法の準用）	（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、競技場に準用する。	2 競技場の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
第二章 役員及び職員	3 役員は、再任されることができない。
（役員）	（役員の欠格条項）
第八条 競技場に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人を置く。（役員の職務）	第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
第九条 会長は、競技場を代表し、その業務を総理する。	一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは地方公団体の議会の議員若しくは地方公団体の長又は政党の役員（役員の解任）
理事長は、競技場を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して競技場の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。	二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長に事務を掌理し、競技場の業務を代理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事の職務を行ふ。	三 共同の議会の議員若しくは地方公団体の議員若しくは地方公団体の長又は政党の役員（役員の解任）
（役員の兼任禁止等）	（評議員会）
第十三条 役員は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣の職務を代理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事の職務を行ふ。	第十六条 競技場に評議員会を置く。

（評議員会）	第十五条 競技場の職員は、会長が任命する。
（評議員会）	第十六条 競技場に評議員会を置く。
（評議員会）	第十七条 評議員は、二十人以内の評議員をもつて組織する。
（評議員会）	3 評議員会は、会長の諮問に応じ、競技場の業務の運営に関する重要事項を審議する。
（評議員会）	4 評議員会は、競技場の業務の運営につき、会長に対し意見を述べることができる。
（事業年度）	（評議員会）
第十八条 評議員は、競技場の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。	第十八条 競技場は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（評議員会）	一 その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。
（評議員会）	二 体育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。
（評議員会）	三 その他その設置する体育施設及び附属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行ふこと。
（評議員会）	四 競技場と取引してはならない。

（評議員会）	第五章 財務及び会計
（評議員会）	第六条 競技場は、第一條の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（評議員会）	一 その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。
（評議員会）	二 体育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。
（評議員会）	三 その他その設置する体育施設及び附属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行ふこと。
（評議員会）	四 競技場と取引してはならない。
（評議員会）	（業務）
（評議員会）	第五章 財務及び会計
（評議員会）	第六条 競技場は、第一條の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
（評議員会）	一 その設置する体育施設及び附属施設を運営すること。
（評議員会）	二 体育に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び一般の利用に供すること。
（評議員会）	三 その他その設置する体育施設及び附属施設を利用して、体育の普及振興のため必要な業務を行ふこと。
（評議員会）	四 競技場と取引してはならない。

（評議員会）	（利益及び損失の処理）
（評議員会）	第二十二条 競技場は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
（評議員会）	2 競技場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
（評議員会）	（財務諸表）
（評議員会）	第二十三条 競技場は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
（評議員会）	（財務諸表）
（評議員会）	第二十四条 競技場は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
（評議員会）	2 競技場は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
（評議員会）	（利益及び損失の処理）
（評議員会）	第二十五条 競技場は、文部大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。  
 (余裕金の運用)  
 第二十六条 競技場は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 1 国債の取得
- 2 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)

第二十七条 競技場は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

第二十八条 競技場は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。

(文部省令への委任)

第二十九条 この法律及びこれに基づく命令に規定するものほか、競技場の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(監督)

第六章 監督

第三十条 競技場は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競技場に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(取扱等)

第三十四条 競技場の役員又は職員が、その職務に關してわいを受けるときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

(第八章 罰則)

第三十二条 競技場の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十三条 文部大臣は、この法律の規定により認可(第五条第二項及び附則第二条第四項の規定による認可を除く。)若しくは承認をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき文部省令を定めようとすると承認を除く。)若しくは承認をし、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(報告義務違反等)

第三十五条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対するわいを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(過料)

第三十六条 第三十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした競技場の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をしたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(過料)

第三十八条 競技場の設立に關する場合は、文部大臣は、第十一条第一項の例により、会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、競技場の成立の時に於て、この法律の規定により、それと並んで、競技場の設立に關する事務を任命されたものとする。

3 文部大臣は、設立委員会を命じて、競技場の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 政府は、競技場の設立に際し、第十四条第一項に規定する不動産その他の財産を出資するものとする。

6 設立委員は、第四項の規定による認可を受けたときは、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を請求なければならない。

7 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつたときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 競技場は、設立の登記するところによって成立する。

(競技場の設立)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二号の規定は、同年十一月一日から、附則第二条第一項から第七項までの規定は公布の日から施行する。

(競技場の設立)

第二条 文部大臣は、第十一条第一項の例により、会長、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、理事又は監事となるべき者は、競技場の設立の時に於て、この法律の規定により、それと並んで、競技場の設立に關する事務を任命されたものとする。

3 登録税法の一部改正

第四条 登録税法(明治二十九年法律第三十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条第七号中「日本中央競馬会」を「国立競技場、日本中央競馬会」に、「日本中央競馬会法」を「国立競技場法、日本中央競馬会法」に改め、同条に次の二号を加える。

二十八 国立競技場が国立競技場法第十八条ノ業務ノ用ニ供スル建物又は土地ノ権利ノ取扱又ハ所有權ノ保存ノ登記に改正する。

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四条)の一部を次のよう

(印紙税法の一部改正)

第五条第六号ノ二の次に次の二号を加える。

六ノ二ノ一 国立競技場ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改める。

第三条第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改める。

第四条第三号中「及び日本中央競馬会」を「国立競技場及び日本中央競馬会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改める。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

十一 國立競技場が直接その業務の用に供する不動産

三百四十八条第二項に次の二号を加える。

十八 國立競技場が直接その業務の用に供する固定資産

別表

一 土地	東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の
一 所在	一 在所 雜種地 五町八段一步
二 所在	二 在所 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の
三 所在	三 在所 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の
四 所在	四 在所 東京都新宿区霞ヶ丘町十番地の

塔屋 四百四十六坪二合八勺 六坪二合六勺

○湯山勇君 ただいま議題となりました。本件につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案の提案の理由と、その内容を簡単に申し上げます。

本年五月、東京都において開催されます第三回アジア競技大会の主たる競技場に充てるため、國で総額費約十四億六千万円をもって、旧明治神宮競技場跡に、昭和三十一年度から國立競技場を建設いたしておりますが、本年度をもってその工事を完成し、引き続き明年度諸施設の整備を行うことになります。

この法案は、國民の心身の健全な発達に寄与するため、國の出資により國立競技場を設立し、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営、その他

人とすること、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。なお、この法人の成立は昭和三十三年四月一日とし、それまでに設立に關する事務を処理することとし、附則に於いての必要な規定を定めておられます。が、それは、この競技場の施設が、さきに述べました通り、第三回アジア競技大会の主たる競技場に充てらることになつておりますので、その運営に支障をからしめるために、すみやかにこの法人を設立して、準備に道筋を期する必要があるからであります。

○湯山勇君 登壇、拍手

○議長(松野謙平君) ただいま議題となりました。本件につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本法案の提案の理由と、その内容を簡単に申し上げます。

委員会の審議の過程におきましては、各委員より熱心に質疑が行われました。が、その詳細は会議録に譲ることいたします。

質疑を終り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して野本委員より、特殊法人の運営において万全を期すべきことなどを要望して、本案に賛成の意見が述べられました。また、松永委員は日本社会党を代表して、本案に賛成意を表し、この法人が特殊法人であるから、役員、評議員の選任には適正を期せらるべきこと、運営補助金を継続して支出すべきことなどの要望がありました。さらに緑風会加賀山委員からは、本競技場が自主的に國民に親しまれるように運営されること、アマチュア・スポーツの殿堂として發展することなどを期待して賛成の旨が述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野謙平君) 日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大臣閣議長河野謙三君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右  
昭和三十三年三月五日  
内閣総理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協定  
の実施に伴う関税法等の臨時特例に  
関する法律の一部を改正する  
法律案

日本国とアメリカ合衆国との間  
の安全保障条約第三条に基く行  
政協定の実施に伴う関税法等の  
臨時特例に關する法律の一部を  
改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間  
の安全保障条約第三条に基く行  
政協定の実施に伴う関税法等の  
臨時特例に關する法律の一部を  
改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協定  
の実施に伴う関税法等の臨時特例に  
關する法律(昭和二十七年法律第百  
十二号)の一部を次のよう改正す  
る。

第一条第一項中「第六条の規  
定の適用を受けた物品」を「地方道  
路税法(昭和三十年法律第百四号)及  
び輸入品に対する内国消費税の徴収  
等に関する法律(昭和三十年法律第  
三十七号)」に改める。

第一条第一項中「第六条の規  
定の適用を受けた物品」を削り、「契  
約者等以外の者」という。に対し、  
第六条の規定の適用を受けた物品の  
譲渡に改め、「本条」の下に「及び次  
条第二項」を加え、ただし書を削る。

第十二条の見出しを「免稅物品の  
譲受の際の関税の徵収等」に改め、  
同条第一項中「合衆国軍隊」を「合衆  
國軍隊等以外の者が、合衆国軍隊」  
に、「及び契約者等以外の者が」を  
「若しくは契約者等又はこれらの者」

である者からに、「及び関税定率  
法」を「関税定率法及び輸入品に對  
する内国消費税の徵収等に關する法  
律並びに酒税法第四十五条及び第八  
章中同条に係る部分」に改め、ただ  
し書を削り、同条第四項中「第一項」  
を「前各項」に改め、同項に後段とし  
て次のように加え、同項を同条第六  
項とする。

この場合において、第二項及び  
内国消費税については第一項の規  
定又は第三項の規定により当該物  
品につき関税及び内国消費税を徵  
収したときは、当該物品は、第一  
項の規定により適用することとさ  
れる関税法第六十七条の規定によ  
る輸入の許可があつた貨物とみな  
す。

第十二条第二項中「前項において  
準用する」を「第一項の規定により適  
用することとされる」に改め、同項  
を同条第七項とし、同条第三項を削  
り、同条第一項の次に次の四項を加  
える。

2 合衆国軍隊等以外の者が前項の  
規定により適用することとされ  
る関税法第六十七条に規定する輸  
入の許可を受けないで同項に規定  
する物品(同法第七十条第三項又  
は第七十一条第一項の規定により  
規定により没収又は追徴が行わ  
れた場合及び同法第一百三十八条又  
は国税犯則取締法(明治三十三年

法律第六十七号)第十四条の規定  
による通告処分の履行があつた場  
合を除く。)においては、その関税  
については、同法第四条から第六  
条までの規定にかかわらず、その  
譲受人を当該物品に係る関税の納  
税義務者とし、その関税(同法第  
八十五条第一項の規定により當  
する場合の関税を含む。)は、当該  
物品の譲受の日において適用され  
る法令並びにその時の性質及び數  
量により算出した額により徵収す  
る。

3 前項の場合において、同項の物  
品のうち自動車その他命令で定め  
るものにつきその関税及び内国消  
費税の完納前に更に譲受をした者  
があるときは、その者は、その関  
税及び内国消費税につき同項の譲  
受人と連帯して納付する義務を負  
う。その他の同項の物品でその性  
質、形状等により明らかに外國產  
品であると認められるものにつき  
その関税及び内国消費税の完納前  
に更に譲受をした者がその譲受又  
は譲渡を當業とする者であるとき  
も、また同様とする。

4 第二項に規定する輸入を許可し  
ない物品を所有し、若しくは所持  
している者がある場合は前二項  
の規定の適用を受ける者がこれら  
の規定の適用を受ける場合  
においては、税關長は、これらの  
者に対し、政令で定めるところに  
より、期限を指定してこれらの物

品を保稅地域(関税法第三十条第  
二号の規定により税關長が指定し  
た場所を除く。)においては、その関税  
については、同法第四条から第六  
条までの規定にかかわらず、その  
譲受がされた物品で、同項の規  
定により適用することとされる関  
税法第六十七条の規定による輸入  
の許可を受けないものについては、  
は、なお従前の例による。

5 前項の場合において、同項の物  
品がその指定された期限までに保  
稅地城に入れられなかつたとき  
は、税關職員は、当該物品を保稅  
地城に入れ、その運搬及び保管の  
費用を、当該物品につき同項前段  
の命令を受けた者から徵収するこ  
とができる。

6 第二項に次の一項を加える。  
第十三条中「並びに第八条本文の  
規定により又は第十二条第一項の場  
合において関税法」を「第八条本文  
又は前条第二項若しくは第三項」に  
改め、「関税」の下に「並びに同条第  
五項の規定により徵収する費用」を  
加え、同条に後段として次のように  
加える。

この場合において、当該費用  
は、関税に先だつて徵収する。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 この法律の施行前に、改正前の  
日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協定  
の実施に伴う関税法等の臨時特  
例に関する法律第十二条第一項の  
規定の適用を受ける同項に規定す  
る譲受がされた物品で、同項の規  
定により適用することとされる  
税法第六十七条の規定による輸入  
の許可を受けないものについて  
は、同項の規定によるは、改正  
後の日本国とアメリカ合衆国との  
間の安全保障条約第三条に基く行  
政協定の実施に伴う関税法等の臨  
時特例に関する法律(以下「新法」  
といふ。)第十二条第二項中関税法  
第六条の規定に係る部分、新法第  
十二条第四項及び第五項並びに新  
法第十三条中同項に係る部分の規  
定を準用する。

3 前項に規定する物品について  
は、同項の規定によるは、改正  
後の日本国とアメリカ合衆国との  
間の安全保障条約第三条に基く行  
政協定の実施に伴う関税法等の臨  
時特例に関する法律(以下「新法」  
といふ。)第十二条第二項中関税法  
第六条の規定に係る部分、新法第  
十二条第四項及び第五項並びに新  
法第十三条中同項に係る部分の規  
定を準用する。

4 第二項に規定する輸入を許可し  
ない物品を所有し、若しくは所持  
している者がある場合は前二項  
の規定の適用を受ける者がこれら  
の規定の適用を受ける場合  
においては、税關長は、これらの  
者に対し、政令で定めるところに  
より、期限を指定してこれらの物

品を保稅地域(関税法第三十条第  
二号の規定により税關長が指定し  
た場所を除く。)においては、その関税  
については、同法第四条から第六  
条までの規定にかかわらず、その  
譲受がされた物品で、同項の規  
定により適用することとされる  
税法第六十七条の規定による輸入  
の許可を受けないものについては、  
は、なお従前の例による。

5 前項の場合において、同項の物  
品がその指定された期限までに保  
稅地城に入れられなかつたとき  
は、税關職員は、当該物品を保稅  
地城に入れ、その運搬及び保管の  
費用を、当該物品につき同項前段  
の命令を受けた者から徵収するこ  
とができる。

6 第二項に次の一項を加える。  
第十三条中「並びに第八条本文の  
規定により又は第十二条第一項の場  
合において関税法」を「第八条本文  
又は前条第二項若しくは第三項」に  
改め、「関税」の下に「並びに同条第  
五項の規定により徵収する費用」を  
加え、同条に後段として次のように  
加える。

この場合において、当該費用  
は、関税に先だつて徵収する。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 この法律の施行前に、改正前の  
日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協定  
の実施に伴う関税法等の臨時特  
例に関する法律の一部を改正する  
法律案について、大蔵委員会における審議の経過並  
びに結果を御報告いたします。

本案は、合衆国軍隊の構成員等の用  
に供するため、免稅で輸入された物品

が譲渡された場合における関税法等の適正な執行をはかるため改正を行おうとするものであります。

すなわち、そのおもなる点を申し上げますと、譲渡された場合、関税法の適用については、申告がなくとも同法の外国貨物とみなし、関税並びに国内消費税を徴収しようとするものであります。また、未納税の譲り受けた者は、連帯して納付の義務があることとする等、所要の改正をいたしております。

委員会の審議におきましては、合衆国軍隊の構成員等の人数に比し輸入量が多いことは、相当量の横流しのおそれがあるのでないか、本法によるほか他の強力な措置がなければ、その課税の捕捉は困難ではないか等について質疑がありました。詳細は会議録によつて御承知願いたいと存します。

質疑を終了し、討論に入り、平林委員より、「本案の趣旨は当然であり、賛成するが、行政協定による免税輸入の乱用について、政府は米軍側にその自肅及び防止方を交渉し努力すべきである」との意見を付して賛成する旨を述べられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

(号外)

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

一、公営住宅一五七、〇〇〇戸を建設する。  
二、第一種公営住宅六七、〇〇〇戸  
第二種公営住宅九〇、〇〇〇戸  
三、公営住宅の建設にあわせて共同施設を必要にして建設する。

とするもので、第二期計画に比べますと、二千戸増加になつておりますことと、第一種より低額所得者を対象とする第一種住宅に重点を置きかえております。

次に、委員会における質疑のおもなる点を申し上げますと、第三期三カ年計画における公営住宅の不燃化の促進並びに中高層化については、どのよ

うに考へているか、また、昨年三月、在外資産問題に関連して、引揚者の住宅に困窮している者に対する対策として、三十二年度以降五カ年間に、おおむね二万户の住宅を貸与するという閣議決定を行なつてゐるが、今日の三カ年計画とはどのような関連を持つてゐるか、そ

の他、三カ年計画の実施の見通しとそ

の財政的裏づけ、企画庁の経済五カ年

計画との三カ年計画との調整、国有

資産等所在市町村交付金及び納付金に

關する法律の施行に伴う公営住宅の固

定資産税の家賃への影響の問題、公営

住宅の家賃決定の方法についての問題

等についてござりました。これらの諸

点のうち、引揚者住宅については、こ

の際、公営住宅法で実施することが適

当であると考えられるので、三カ年計

画は必ず実施すること、さらに低家賃

政策に従うこと、特に固定資産税問

題については、国有資産等所在市町村

交付金及び納付金に關する法律の実施

に當つて、これが家賃に転嫁されるこ

とのないよう、強く要望して賛成する」

との発言があり、また、緑風会を代表

して村上委員から、「本計画の実施に

当つては、特に不燃化と中高層化に重

点を置くこと、また、家賃の不均衡調

整については、すみやかに妥当なる方

法を見出して解決を図ること、及び從

来の公営住宅建設の実績がその計画

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める件

百九十三号 第六条第三項の規定に基づき、別紙公営住宅建設三箇年計画について、承認を求める。

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十三年度から昭和三十五年までの公営住宅建設三箇年計画を次の通り定める。

公営住宅建設三箇年計画

昭和三十三年度 公営住宅建設三箇年計画

當住宅六万七千戸、第二種公営住宅九戸、合計十五万七千戸を建設しよう

その内容は、昭和三十三年度より三

十五年度までの三ヵ年間に、第一種公

付金及び納付金に關する法律施行の

際、現に家賃の決定している公営住宅に

## 官 報 (号)

量に比して、はなはだしく不成績であるから、この後十分の成績を上ぐるよう努力をするようにといふ希望を付して賛成するとの発言がありました。次に、討論を終了、採決の結果、全会一致をもつて原案通り承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 松野鶴平君 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供じます。委員長報告の通り本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長 松野鶴平君 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

○本日の会議に付いた案件

一、日程第一 国民健康保険法案

(趣旨説明)

一、日程第二 警察法等の一部を改正する法律案

一、日程第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税

法等の臨時特例に関する法律の一  
部を改正する法律案

一、日程第六 公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求める  
の件

出席者は左の通り。

議員 議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

中山 福藏君

竹下 豊次君

三島 栄君

佐藤 尚武君

河野 謙三君

迫水 久常君

田中 啓一君

藤野 繁雄君

宮城タマヨ君

新谷寅三郎君

加賀山之雄君

村上 義一君

本多 市郎君

笠森 順造君

成田 一郎君

堀本 宜宣君

小西 英雄君

青柳 秀夫君

井村 徳二君

小林 武治君

大谷 貢雄君

木島 虎藏君

安井 英二君

小柳 牧衛君

井上 清一君

石坂 昇君

西郷吉之助君

安井 謙君

小林 英三君

河野 謙三郎君

佐藤 秀逸君

田中 重宗君

高良 とみ君

田中 勇君

高井 駿竹

河野 楊春彦君

佐藤 錦竹

高良 春彦君

田中 善隆君

高井 大倉精一君

井上 阿具根君

石坂 亨弘君

斎藤 道子君

國 三郎君 湯山 勇君

久保 等君 柴谷 要君

佐藤清一郎君 安部ミニ子君 東 隆君

大倉 精一君 竹中 勝男君

小澤久太郎君 吉田 法晴君

松澤 幸人君 中田 吉雄君

藤田 進君 藤原 道子君

小笠原三三男君 成瀬 魅治君 政府委員

小林 孝平君 田中 一君 行政局長官 林 修三君

三木 治朗君 千葉 信君 行政管理廳行 岡部 史郎君

荒木正三郎君 岩間 正男君 田中 恒夫君 政監察局長高柳 保君

岩間 正男君 太谷平八郎君 安部 清美君 政府委員

平島 敏夫君 幸田 勉君 岩間 正男君 自治院財政局長 小林與三次君

西岡 ハル君 柴田 栄君 大倉政務次官 白井 勇君

横山 フク君 土田国太郎君 後藤 義隆君 伊藤 顯道君 政府委員

伊能 芳雄君 横山 フク君 伊能 芳雄君 鈴木 謙君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

西岡 弘平治君 横山 フク君 土田国太郎君 加瀬 完君 田畠 純夫君 政府委員

昭和三十二年度一般会計予算補正  
(第2号)  
昭和三十二年度特別会計予算補正  
(特第4号)  
右多數をもつて可決すべきものと議  
決した。よつて多數意見者の署名を  
附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和三十三年三月十日  
予算委員長 泉山 三六  
參議院議長松野鶴平殿  
多數意見者署名  
伊能 芳雄 小幡 治和  
青柳 秀夫 石坂 豊一  
堀 剛君  
青柳 秀夫  
青柳 秀夫  
堀 剛君  
松永 忠二君  
青木 一男君  
吉田 萬次君  
吉田 萬次君  
大川 光三君  
大川 光三君  
鈴木 強君  
鈴木 強君  
大藏大臣 一萬田尙登君  
文部大臣 東君

柴田 栄 田村 文吉	前田佳都男 田中 茂穂	大川 光三 中野 文門	堀見 俊二 後藤 義隆	木島 虎藏 古池 信三	森 八三一 高橋進太郎	迫水 久常 一松 定吉	大沢 雄一 加賀山之雄	三浦 義男 本多 市郎
------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

要領書	審査報告書
一、委員会の決定の理由 昭和三十二年度一般会計予算補正(第2号)は、食糧管理特別会計の三十一年度の損失補てん及び同特別会計に資金を設置することに伴う一般会計からの繰り入れのための経費、駐留軍労務者に支給する特別給付金、いわゆる漁業者の他漁業への転換のための助成費並びに法人税の増収に伴う地方交付税交付金の追加等を内容とし、昭和三十二年度特別会計予算補正(特第4号)は地方交付税交付金の追加に関連する交付税及び譲与税配付金特別会計歳入歳出予算の補正を内容とし、それぞれ当面必要とする最少限度の所要額を計上したものであつて、いざれもやむを得ない措置と認める。	通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件 右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。 昭和三十三年三月十一日 外務委員長 寺本 廣作

要領書	審査報告書
一、委員会の決定の理由 この協定は日印間の通商關係を規律するため、關稅事項に関する最惠國待遇等いわゆる通商協定の規定事項のほか、入港滞在、事業活動、船舶に対する原則的な最恵に、三百九十四億三千六百万円を	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。 昭和三十三年三月七日 地方行政 小林 武治 参議院議長 松野鶴平殿

要領書	附帯決議
一、委員会の決定の理由 この協定は日印間の通商關係を規律するため、關稅事項に関する最惠國待遇等いわゆる通商協定の規定事項のほか、入港滞在、事業活動、船舶に対する原則的な最恵に、三百九十四億三千六百万円を	奄美群島の改訂復興計画案をみると、單に從来の復興計画の引延にすぎず、根本的な問題の解決されないことは甚だ遺憾である。政府は本法の施行に際し、左の諸点に留意して本群島の復興に努力すべきである。

要領書	開拓融資保証法の一部を改正する法律案
一、委員会の決定の理由 本法律案は、奄美群島復興計画に基く事業の実施状況にかんがみ、同復興計画の実施期間を現行法の五箇年から十箇年に延長し、又同群島における災害復旧事業についての国の負担率を高める等を中心とするもので、概ね妥当なものと認めた。なお、別紙の附帯決議を行つた。	右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。 昭和三十三年三月十一日 農林水産 重政 庸徳 参議院議長 松野鶴平殿

要領書	三、本群島の特殊性にかんがみ、産業資金の円滑なる融通を図るため、特別の金融対策を樹立する等積極的な開発措置を講ずること。
-----	--

円とし、保証枠を拡大しならうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 二、費用

この法律案施行のため、三千万円を要し、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

## 二、費用

本法律案施行のため特に費用を要しない。

## 二、費用

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十一日

農林水産 重政 康徳

委員長  
参議院議長 松野鶴平殿

### 多数意見者署名

藤野 繁雄	上林 忠次
清澤 俊英	鈴木 一
河合 義一	大河原 二次
北條 勝八	柴田 栄
堀 末治	秋山俊一郎
岡根 久藏	仲原 善一
堀本 宜實	田中 茂穂
雨森 常夫	田中 啓一
梶原 茂嘉	千田 正

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この法律案は、開拓當農振興臨時措置法による開拓當農振興組合

参議院会議録第十五号中正誤

一七五  
からセ

新リセ 世上の 世上この

一八九  
からセ あつても あつても

昭和三十三年三月二十四日 參議院會議錄第十六号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円  
出し良質紙は二十円  
配達料六円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段西二丁目三号  
支局